



第44期 定時株主総会 招集ご通知

2022年3月1日から2023年2月28日まで

開催情報

日時: 2023年5月19日(金曜日)

午前 9 時 受付開始

午前10時 開会

場所: 千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

イオンタワー別棟3階 多目的ホール

【インターネットによるライブ中継ご活用をお願い】

インターネットによるライブ中継が行える株主総会を開催いたしますので、是非ご活用ください。議決権行使は、事前のご行使を推奨しています。

なお、当日株主総会にご出席いただけない株主さまに向けて、インターネットを通じた事前質問を受け付けております。



イオングループ未来ビジョン

一人ひとりの笑顔が咲く
未来のくらしを創造する



ミニストップ株式会社

証券コード: 9946



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・タブ
レット端末からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/9946/>



株主の皆さまへ

証券コード：9946
2023年4月27日
(電子提供措置の開始日 2023年4月20日)
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

ミニストップ株式会社

代表取締役社長 藤 本 明 裕

第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト上「第44期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.ministop.co.jp/corporate/ir/stock/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、当日のご出席に代えて、郵送またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2023年5月18日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. **日時** 2023年5月19日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. **場所** 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地1
イオンタワー別棟3階 多目的ホール
3. **会議の目的事項**
 - 報告事項**
 1. 第44期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告の内容および連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第44期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）計算書類の内容報告の件
 - 決議事項**
 - 第1号議案** 取締役9名選任の件
 - 第2号議案** 監査役2名選任の件
 - 第3号議案** 取締役の報酬等の額および内容決定の件
 - 第4号議案** 取締役（社外取締役を除く）の非金銭報酬付与の件
 - 第5号議案** 監査役（非常勤監査役を除く）の非金銭報酬付与の件

以上

- 書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令および当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載していません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - 第44期定時株主総会の決議の結果につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトへ、2023年5月20日（土曜日）以降に掲載させていただきます。
- 当社ウェブサイト（<https://www.ministop.co.jp/>）
- 当社は、株主さまとのさらなるコミュニケーションの深化を図るため、スマートフォンなどで株主総会参考書類等の主要なコンテンツ・関連情報の閲覧や議決権行使が容易にできる「ネットで招集」を導入しています。



ネットで
招集

Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・タブレット端末からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/9946/>



議決権の行使に関するお願い

株主総会における議決権は、株主さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

A

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

B

郵送による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ2023年5月18日（木曜日）午後5時までに到着するようご郵送ください。

C

インターネットによる議決権の行使の場合



4ページの「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、ご所有のパソコン、スマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示されたログインID、仮パスワードまたはご登録のパスワードをご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
インターネットによる議決権の行使は、2023年5月18日（木曜日）の午後5時まで受け付けいたします。

- 代理人による議決権の行使は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合に限られます。その場合、代理出席される株主さまの議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面（委任状および代理人により議決権を行使される株主さまの議決権行使書用紙）を会場受付にご提出ください。
- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。
- パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使書用紙に議案に対する賛否が表示されていない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

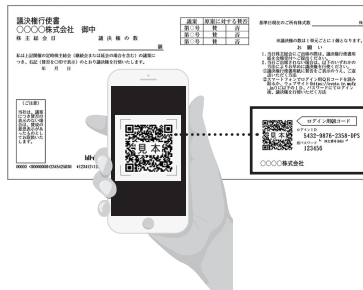
※株主総会にご出席の株主さまへのお土産の配布およびドリンクの提供はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「操作画面はイメージです」

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

<機関投資家の皆さまへ>

上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、あらかじめ申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内



Provided by TAKARA Printing

招集ご通知をインターネットで簡単・便利に!

「ネットで招集」のご案内

本招集ご通知は、「ネットで招集」を採用しています。ぜひ、ご活用ください。



アクセスはこちら ▶ <https://s.srdb.jp/9946/>

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットで招集」。
パソコン・スマートフォン・タブレット端末からいつでもどこからでもご覧いただけます。

Point 1 議決権行使ウェブサイトへ簡単アクセス

このボタンからインターネット議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。



「ネットで招集」トップ画面（イメージ）

「ネットで招集」トップページ右上の **議決権行使** ボタンを押すと、お手元の端末のカメラが起動します。カメラで議決権行使書用紙のQRコードを撮影すれば、スマートフォンで議決権行使ができる画面にアクセスいただけます。

Point 2 簡単スケジュール登録

Googleカレンダーに登録

開催日時はGoogleカレンダーと連携しています。Googleカレンダーを利用している方は簡単にスケジュール登録をすることができます。

地図・交通案内

Point 3 株主総会会場へのアクセスにも便利

開催場所の地図はGoogleマップと連動しています。

以上

(2)個別のログインID・パスワードによりログインする場合（パソコン等）

①以下のURLにアクセスしていただき、議決権行使書用紙裏面に記載のログインIDとパスワードを入力してください。

URL : <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



②利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。

③「ログイン」ボタンをクリックしてください。

(画面はイメージです。編集等により、実際の画面とは異なる場合があります)

↑ 議決権行使書用紙の裏面（副票）

4. 株主総会ライブ配信の視聴について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

①ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



②当日ライブ視聴等に関する利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

【インターネット参加にかかるご留意事項】

- ・インターネット参加によりライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において株主さまに認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。
- ・議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書用紙の郵送や別途ご案内しているインターネット投票、または委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願い致します。
- ・インターネットからの株主総会へのご参加は、株主さま本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ・SNSへの公開等、本株主総会のライブ配信映像の二次利用は、固くお断りさせていただきます。
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、各株主さまのご負担となります。

5. 事前質問について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

①ログイン後の画面に表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。



②ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。

③ご入力内容をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

【事前質問にかかるご留意事項】

- ・ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ・いただきましたご質問のうち、株主さまのご関心が高いと思われるものについては、本株主総会当日に回答させていただきます。
- ・事前質問の全てに回答することをお約束するものではありません。また、個別の対応はいたしかねますので併せてご了承ください。
- ・ご利用いただくための通信料金等は、各株主さまのご負担となります。

【推奨環境】

本サイトの推奨環境は以下の通りです。

なお、Internet Explorerはご利用いただけませんので以下ブラウザをご利用ください。

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS	Windows 10以降	MacOS X 10.13 (High Sierra) 以降	iPadOS 14.0 以降	iOS 14.0以降	Android 9.0以降
ブラウザ* 各種最新	Google Chrome、 Microsoft Edge (Chromium)	Safari、 Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

※ 上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。

【本サイトに関するお問い合わせ】

TEL 0120-676-808（通話料無料）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

（土日祝日等を除く平日9：00～17：00、ただし、株主総会当日は9：00～株主総会終了まで）

招集ご通知の書面をご希望する場合のお申込みについて

本株主総会より電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイト「第44期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しています。ウェブサイトに掲載している電子提供措置事項の書面印刷をご希望の場合、招集通知送付受付ウェブサイトより以下のログインID、パスワードをご入力の上、お申込みください。

書面交付請求をされた株主さまにお送りしている内容と同様になります。

招集通知送付受付ウェブサイト

<https://d.srdb.jp/9946/2305/>

受付期限

2023年5月13日（土）23時59分まで



お申込み方法

- ① 上記ウェブサイトへアクセスし、ログインID・パスワードを入力してログインしてください。
- ② ログイン後、ご希望の送付先住所、氏名、メールアドレスを入力し、確認ボタンをクリックしてください。
- ③ ②で登録した内容がご入力いただいたメールアドレスに届きますので、確定用のURLをクリックしてください。

※メールで届く確定用のURLをクリックしないと登録完了になりませんので、必ずメールをご確認ください。

※登録内容に誤りがある場合には①からやり直してください。

- ④ 受付完了画面に目安となる納期が表示され、受付完了メールが届きます。

その後ご入力いただいた住所宛に書面が送付されます。

ログインIDおよびパスワードについて



●ログインID 議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」

●パスワード 議決権行使書用紙に記載されている「郵便番号（ハイフンなし）」

※2月末以降に住所変更のお届けをされている場合は、2月末時点の登録住所の郵便番号をご入力ください。

- ※一度お申込みいただいた場合、二回目以降の登録はできません。
- ※メールアドレスに誤りがあると登録確認のメールをお届けすることができません。ご登録の際は必ずメールが受信できる正しいメールアドレスをご入力ください。
- ※迷惑メールフィルターなどで受信を制限されていると、登録内容確認用のメールを受信することができない場合があります。「@srdb.jp」のドメインを受信可能な状態にしてください。
- ※ご提供いただきました情報は本件以外に使用することはございません。

本サービスは電子提供措置を開始する今年度のみとさせていただき、次回の株主総会以降も引き続き書面のご送付を希望される場合は、別途証券会社または株主名簿管理人に「書面交付請求」のお手続きをお申出ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

■取締役候補者の一覧

候補者 番号	氏名	性別		当社における地位 および担当	取締役会 出席状況	在任 年数	指名・報酬 委員会
1	藤本 明裕	男性	再任	代表取締役社長	19/19回 (100%)	6年	○
2	宮崎 剛	男性	再任	代表取締役専務 戦略・経営管理担当	13/13回 (100%)	1年	
3	堀田 昌嗣	男性	再任	常務取締役 管理・海外・職域担当	19/19回 (100%)	9年	
4	阿部 豊明	男性	再任	取締役 営業開発担当	19/19回 (100%)	3年	
5	仲澤 光晴	男性	再任	取締役 商品・デジタル担当	19/19回 (100%)	3年	
6	神尾 啓治	男性	再任	取締役	13/13回 (100%)	1年	
7	山川 隆久	男性	再任 社外 独立	取締役	19/19回 (100%)	8年	○
8	米谷 真	男性	再任 社外 独立	取締役	19/19回 (100%)	7年	○
9	香川 進吾	男性	再任 社外 独立	取締役	13/13回 (100%)	1年	○

(注) 1. 在任年数ならびに各委員会の構成は、本株主総会終結時のものです。

2. 宮崎 剛、神尾啓治および香川進吾の各氏は2022年5月20日開催の第43期定時株主総会において取締役に就任したため、同日以降の取締役会出席状況を記載しています。

＜取締役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続き＞

取締役候補者の指名については、以下のような基準に従って代表取締役社長が提案し、指名・報酬委員会にて審議の上で株主総会付議議案として取締役会で決議し、本総会に提出しています。

- ・社内取締役においては、得意とする専門分野における能力・知識・経験・実績を有するとともに、業務全般を把握し活躍できるバランス感覚と決断力を有していること。
- ・社外取締役においては、出身の各分野における豊富な経験と高い見識を有していること、当社取締役として職務遂行のための十分な時間が確保できること、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための監督・提言ができる資質を有していること。

取締役候補者の専門性と経験<スキルマトリックス>

当社のスキルマトリックスは企業経営、法務・リスクマネジメント、財務・会計の分野をベースとして、事業や目指すべき取締役会の姿に応じた分野を開示項目としています。環境対応やデジタル変革等、当社が今取り組んでいる項目を含む9項目を開示項目として、取締役のスキルは各自が有するすべての経験またはスキルに●を記載しています。「ESG」「デジタル変革」「ダイバーシティ経営」の推進については、当社の重要な経営課題と認識しており、取締役全員の英知を結集して取り組みを進めます。

※以下の一覧表は各人の有する全ての専門性と経験を表すものではなく、特に期待するスキルを表記しています。

	当社の取締役が有している専門知識や経験								
	経営全般	法務・ リスク管理	財務・ 会計・税務	人事・ 労務・ 人材開発	営業店支援	店舗開発	商品開発・ 物流	IT・情報 システム	海外経験
藤本 明裕	●				●	●	●		●
宮崎 剛	●		●	●	●	●	●		
堀田 昌嗣	●	●	●	●		●	●		●
阿部 豊明	●		●	●	●	●			●
仲澤 光晴	●				●		●	●	●
神尾 啓治	●	●	●	●	●	●	●		
山川 隆久	●	●							
米谷 真	●		●						●
香川 進吾	●							●	●

1 ふじもと 藤本 あきひろ 明裕

再任

生年月日	1962年7月19日	所有する当社の株式数	12,199株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1985年 3月 当社入社 2001年 3月 当社マーケティング室長 2002年 6月 エムエス九州株式会社代表取締役社長 2005年 2月 当社東日本営業本部長 2005年 5月 当社取締役 2008年 3月 当社ファストフード商品本部長 2010年 2月 当社商品本部長 2011年 5月 当社常務取締役 2012年 2月 当社商品担当 2012年 5月 当社取締役常務執行役員 2013年 3月 当社中国担当 2013年 4月 青島ミニストップ有限公司総経理 2014年 5月 当社常務執行役員 2017年 5月 当社代表取締役社長（現任） 2020年 3月 当社代表取締役社長兼営業開発担当		
取締役候補者とした理由	エムエス九州株式会社代表取締役社長および青島ミニストップ有限公司総経理としての豊富な経験に加え、2017年 5月より当社代表取締役社長を務め、当社事業に幅広く精通しており、引き続き取締役候補者となることが適当であると判断いたしました。		
特別の利害関係	藤本明裕氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

2 みやざき 宮崎 たけし 剛

再任

生年月日	1970年6月14日	所有する当社の株式数	—
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1993年 4月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 2001年 9月 同社秘書室 2009年 7月 イオンリテール株式会社まいばすけっと事業部 2012年 1月 まいばすけっと株式会社営業部長 2013年 3月 同社取締役後方統括部長 2015年 4月 同社取締役営業・後方統括部長 2016年 1月 同社取締役人材開発部長 2017年 3月 アコレ株式会社代表取締役社長 2018年 4月 イオンビッグ株式会社代表取締役社長 2019年 9月 イオン株式会社ディスカウント事業PT 2020年 4月 同社財經担当兼財務部長 2022年 3月 同社経営管理担当 2022年 5月 当社代表取締役専務戦略・経営管理担当（現任）		
取締役候補者とした理由	イオングループ企業の経営者として豊富な経験と実績を有しているほか、財務部門、経営管理部門に精通しており、引き続き取締役候補者となることが適当であると判断いたしました。		
特別の利害関係	宮崎 剛氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

3 ほった まさし 堀田 昌嗣

再任

生年月日	1965年10月2日	所有する当社の株式数	2,400株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1989年 4月 当社入社 2006年 2月 当社エリアFC部長 2009年 1月 青島ミニストップ有限公司総経理 2013年 3月 当社社長室長 2014年 5月 当社管理担当兼社長室長 2014年 5月 当社取締役執行役員 2014年 9月 当社商品担当 2015年 5月 当社取締役常務執行役員 2017年 9月 当社管理本部長 2019年 5月 当社常務取締役（現任） 2020年 4月 当社管理本部長兼海外事業担当 2020年 4月 当社人事総務本部長兼海外事業担当 2022年 2月 当社管理担当兼海外・職域・MINISOF事業本部長 2022年 10月 当社管理・海外・職域担当（現任）		
取締役候補者とした理由	青島ミニストップ有限公司総経理としての豊富な経験に加え、管理部門、開発部門、商品部門等、当社事業に幅広く精通しており、引き続き取締役候補者とするのが適当であると判断いたしました。		
特別の利害関係	堀田昌嗣氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

4 あべ とよあき 阿部 豊明

再任

生年月日	1973年2月14日	所有する当社の株式数	500株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1995年 4月 当社入社 2008年 3月 当社ミニストップデリ事業本部営業部長 2016年 3月 韓国ミニストップ株式会社管理担当常務理事 2019年 11月 当社コスト・収益・事業構造改革プロジェクト総責任者 2020年 3月 当社FCサポート本部長 2020年 5月 当社取締役（現任） 2021年 2月 当社営業開発担当 2022年 2月 当社営業開発担当兼営業開発統括本部長 2022年 5月 当社営業開発担当（現任）		
取締役候補者とした理由	韓国ミニストップ株式会社常務理事としての経験に加え、営業部門、新規事業等、当社事業に精通しており、引き続き取締役候補者とするのが適当であると判断いたしました。		
特別の利害関係	阿部豊明氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

5 なかざわ みつはる 仲澤 光晴

再任

生年月日	1972年2月10日	所有する当社の株式数	2,900株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1995年 4月 当社入社 2009年 2月 当社東京営業部長 2009年 9月 RCSI社（フィリピン）下級副社長 2016年 3月 当社海外事業本部長 2019年 10月 当社商品本部長 2020年 5月 当社取締役（現任） 2022年 2月 当社商品・デジタル担当兼商品統括本部長 2022年 5月 当社商品・デジタル担当（現任）		
取締役候補者とした理由	海外事業における経営者としての経験に加え、商品部門、営業部門等、当社事業に精通しており、引き続き取締役候補者とするのが適当であると判断いたしました。		
特別の利害関係	仲澤光晴氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

6 かみお けいじ 神尾 啓治

再任

生年月日	1957年7月11日	所有する当社の株式数	—
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1980年 3月 株式会社八百半デパート（現マックスバリュ東海株式会社）入社 1998年 2月 同社営業コーディネーター部長 2001年 9月 同社八幡町店長 2003年 3月 同社商品統括部デイリーマネージャー 2004年 3月 同社店舗統括本部長 2004年 5月 同社取締役 2008年 5月 同社常務取締役 2011年 5月 同社商品統括本部長 2013年 5月 同社代表取締役社長 2022年 3月 イオン株式会社執行役SM担当（現任） 2022年 5月 当社取締役（現任） 2022年 5月 マックスバリュ東海株式会社取締役会長（現任）		
取締役候補者とした理由	イオングループでの豊富な経験と実績を有しているほか、小売業界に精通しており、引き続き取締役候補者とするのが適当であると判断いたしました。		
特別の利害関係	神尾啓治と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

7 やまかわ たかひさ
山川 隆久

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1956年12月28日	所有する当社の株式数	—
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1981年 4月 衆議院法制局入局 1985年 4月 弁護士登録（東京弁護士会） 1985年 4月 石原寛法律事務所入所 2001年 3月 株式会社ベルパーク社外監査役（現任） 2002年 4月 ルネス総合法律事務所開設（現任）		
社外取締役候補者とした理由および期待される役割	弁護士としての専門的知見および当社社外監査役としての経験を当社の経営体制に活かしていただくため、社外取締役への就任をお願いするものです。選任後は、弁護士としての専門的な知見を活かし、主に法的な観点から経営全般の監督機能および利益相反の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。		
特別の利害関係	山川隆久氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

8 こめたに まこと
米谷 真

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1948年7月3日	所有する当社の株式数	—
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1971年 4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 1987年 2月 ブラジル三菱銀行取締役本店長 1989年 10月 同行副頭取 1991年 5月 株式会社三菱銀行池上支店長 1998年 5月 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）岡山支店長 2000年 5月 株式会社サトー（現サトーホールディングス株式会社）入社 管理本部総務部長		
社外取締役候補者とした理由および期待される役割	金融業界をはじめ多方面にわたる幅広い知識、海外における豊富な経営経験、さらに監査役の知見等を当社の経営体制に活かしていただくため、社外取締役への就任をお願いするものです。選任後は、金融業界および経営経験者としての知見を活かし、主に経営的な視点から経営計画および財務面等につき監督していただくことを期待します。		
特別の利害関係	米谷 真氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

9 かがわ しんご 香川 進吾

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1958年3月8日	所有する当社の株式数		—
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1981年 4月	富士通株式会社入社	2020年 5月	古野電気株式会社社外取締役（現任）
	2010年 4月	同社ネットワークサービス事業本部長	2020年 10月	株式会社DigiIT代表取締役社長
	2012年 4月	同社執行役員ネットワークサービス事業本部長	2021年 10月	SS Technologies 株式会社（旧株式会社DigiIT）取締役会長
	2015年 4月	同社執行役員常務インテグレーションサービス部門副部門長	2022年 5月	当社社外取締役（現任）
	2016年 4月	同社執行役員専務/CTOデジタルサービス部門長	2022年 5月	株式会社エイチ・アイ・エス社外取締役（現任）
	2018年 4月	株式会社富士通総研 代表取締役社長		
社外取締役候補者とした理由および期待される役割	経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役への就任をお願いするものです。選任後は、経営に関する幅広い知見を活かし、ガバナンスと事業促進の両面から経営に関して適切な助言・監督を行っていただくことを期待します。			
特別の利害関係	香川進吾氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。			

- (注) 1. 宮崎 剛氏の「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」の欄には、過去10年間に、当社の親会社であるイオン株式会社、当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であるまいばすけっと株式会社、アコレ株式会社、イオンビッグ株式会社において業務執行者であったときの地位および担当を含めて記載しております。
- 神尾啓治氏の「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」の欄には、過去10年間に、当社の親会社であるイオン株式会社、当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であるマックスバリュ東海株式会社において業務執行者であったときの地位および担当を含めて記載しております。
2. 山川隆久氏、米谷 真氏、香川進吾氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 山川隆久氏には、弁護士としての専門的知見および当社社外監査役としての経験を当社の経営体制に活かしていただくため社外取締役としての就任をお願いするものであり、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 山川隆久氏の当社社外取締役就任してから年数は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。また、同氏は、過去に当社の社外監査役でありました。
- 米谷 真氏の当社社外取締役に就任してから年数は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
- 香川進吾氏の当社社外取締役に就任してから年数は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、現在、社外取締役である山川隆久氏、米谷 真氏、香川進吾氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。各氏の取締役選任が承認された場合は、あらためて、当社は各氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結する予定です。
6. 山川隆久氏、米谷 真氏、香川進吾氏は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の候補者であります。
7. 当社の親会社であるイオン株式会社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとなります。ただし、当該保険契約では免責額を設け当該免責額までの損害は補填の対象としておりません。また、当該保険契約の被保険者は当社取締役であり、保険料は全額会社負担としております。本議案が承認された場合、選任された全ての取締役は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役浅倉 智氏、東海秀樹氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1 浅倉 智

再任

社外監査役候補者

生年月日	1959年12月10日	所有する当社の株式数	—
略歴、地位および重要な兼職の状況	1982年 4月 株式会社八百半デパート（現マックスバリュ東海株式会社）入社 2004年 3月 同社営業コーディネーター部長 2004年 8月 同社経営管理部長 2008年 3月 同社経営管理グループ統括部長兼事業推進部長	2009年 3月 同社経営管理本部長兼事業推進部長 2009年 5月 同社取締役 2014年 4月 同社経営管理担当兼営業サポート本部長 2015年 3月 同社店舗開発本部長 2019年 5月 当社社外監査役（現任）	
社外監査役候補者とした理由	これまで培ってきた小売業界および経営に関する幅広い知識と経験を当社の監査体制に活かしていただくため、引き続き社外監査役候補者として適当であると判断いたしました。		
特別の利害関係	浅倉 智氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

2 東海 秀樹

再任

社外監査役候補者

独立役員候補者

生年月日	1954年1月18日	所有する当社の株式数	—
略歴、地位および重要な兼職の状況	1972年 4月 東京国税局入局 2007年 7月 気仙沼税務署長 2008年 7月 国税庁長官官房主任監察官 2009年 7月 国税庁長官官房次席監察官 2011年 7月 柏税務署長 2012年 7月 東京国税局調査第三部次長 2013年 7月 芝税務署長	2014年 8月 税理士登録（現任） 東海秀樹税理士事務所税理士（現任） 2015年 5月 当社社外監査役（現任） 2018年 6月 株式会社エーアンドエーマテリアル社外取締役（現任） 2019年 6月 新日本空調株式会社監査役 2020年 6月 同社社外取締役監査等委員（現任）	
社外監査役候補者とした理由	税務行政における豊富な経験および税理士としての専門的知見を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役への就任をお願いするものであります。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。		
特別の利害関係	東海秀樹氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 浅倉 智氏の「略歴、地位および重要な兼職の状況」の欄には、過去10年間に、当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であるマックスバリュ東海株式会社において業務執行者であったときの地位および担当を含めて記載しております。
2. 浅倉 智氏、東海秀樹氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 浅倉 智氏の当社監査役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
4. 東海秀樹氏の当社監査役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
5. 当社は、現在、社外監査役である東海秀樹氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。同氏の監査役選任が承認された場合は、改めて、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結する予定です。
6. 東海秀樹氏は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の候補者であります。
7. 当社の親会社であるイオン株式会社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることになります。ただし、当該保険契約では免責額を設け当該免責額までの損害は補填の対象としておりません。また、当該保険契約の被保険者は当社監査役であり、保険料は全額会社負担としております。本議案が承認された場合、選任された全ての監査役は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

第3号議案 取締役の報酬等の額および内容決定の件

当社の取締役の報酬額につきましては、2007年5月15日開催の第28回定時株主総会におきまして、取締役の報酬額を総額年額300百万円以内、うち金銭による報酬額として年額270百万円以内、株式報酬型ストックオプション公正価値分として付与個数年間166個、年額30百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただき今日に至っておりますが、当社では、かねてより役員報酬と企業業績との連動の視点から新報酬制度を検討し、役員報酬体系全体の見直しを進めてまいりました。

今般、取締役に対する報酬等につきまして、ストックオプション公正価値分の金銭評価額の上限の定めを変更することとして、次の内容に改定いたしたく、ご承認をお願いいたしたく存じます。

本議案でご承認をお願いするストックオプションは、当社の業績や株価との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主さまと共有することで、継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであり、当社における取締役の業務執行の状況、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定しております。

また当社は、2021年12月24日開催の取締役会において、取締役の報酬等の決定方針を定めておりますが、本議案および第4号議案をご決議いただいた後に変更すること（事業報告35頁～36頁に記載）を予定しております。以上のことから、本議案の内容は、取締役の報酬等を付与するためにならなければならない内容となっており、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、第1号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は9名（うち社外取締役3名）になります。

取締役の報酬等

取締役の報酬等の額のうち、金銭報酬につきましては、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とさせていただきますとともに、株式報酬型ストックオプションにつきましては、従来の付与個数および年額の上限を変更して、付与個数年間454個、年額60百万円を上限とします。なお、取締役報酬の総額は年額300百万円以内とし、この株式報酬型ストックオプションにつきましては、ご承認いただきました付与個数および年額の範囲内で、毎年、取締役会の決議に基づき、以下の内容の新株予約権を当社の取締役に対して割り当てます。

新株予約権の内容

(1) 発行する新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年間に発行する新株予約権の数は454個を上限とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的たる株式数は100株とする。

なお、当社が株式の分割、株式の併合、合併、会社分割を行なう場合など、上記の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、当社は、当該条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。

- (3) 新株予約権の発行日および発行価額
各新株予約権は発行日における公正価値により発行するものとし、これを発行する日は毎年4月30日（土曜日・日曜日・祝日の場合は翌営業日）とする。ただし、新株予約権は取締役の職務執行の対価として発行するものであり、発行に際しては金銭の払込を要しないものとする。
- (4) 各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額
各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は1円とする。ただし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数の調整を行なった場合は、行使価額は、1円を調整後の株式数で除した金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
各新株予約権の発行日より1箇月を経過した日から15年間とする。
- (6) その他新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権を割り当てられた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。
ただし、当社の取締役および監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限りて権利行使ができるものとする。
 - ② 新株予約権については、各年度付与分の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
- (7) 新株予約権の消却事由および消却条件
- ① 新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記（6）①ただし書の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
 - ② 新株予約権者が、法令または当社の内部規律に対する重大な違反をした場合、禁固以上の刑に処せられた場合、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合、（9）に定める権利承継者につき相続が開始された場合、新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出た場合、その他取締役会により定める事由のいずれかに該当した場合には、当社は新株予約権者の新株予約権を無償で取得し消却することができる。
- (8) 新株予約権の譲渡等の禁止
新株予約権者および次の（9）に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
- (9) 新株予約権の相続
新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下、「権利承継者」という）に限り、新株予約権を相続することができる。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- (10) 新株予約権証券の発行
新株予約権者およびその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。
- (11) その他の事項
新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議により決定する。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）の非金銭報酬付与の件

当社の永続的な発展のためには取締役の多様性を推進することが重要であり、社外から常勤取締役を招くことが今後必要と考えております。新たな取締役が就任する際に業務執行を迅速かつ円滑に行うことを目的として、非金銭報酬として次の内容を新たに設定することをご承認をお願いいたします。本件は、取締役の業務執行を迅速かつ円滑に行うことを目的としております。また、提供する社宅は一般標準的な社宅としております。

第3号議案の記載にもございますとおり、第3号議案および本議案をご決議いただいた後に、当社での取締役の報酬等の決定方針の内容を変更することを予定しており、本議案は当該変更後の方針に沿うものであり、相当であると考えております。

なお、本報酬の付与対象となる取締役（社外取締役を除く）は「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと1名であります。

非金銭報酬の内容

新たに就任する取締役（社外取締役を除く）において通勤圏内に自己所有する居住物件が無い場合、当該取締役に社宅を提供します。提供する社宅は一般標準的な社宅とし、当社が社宅として借り上げる総賃借料と、当社が社宅料として取締役より徴収する総額の差額を金銭でない報酬とします。また、当該差額合計額は30百万円以内とします。

第5号議案 監査役（非常勤監査役を除く）の非金銭報酬付与の件

当社の監査役の報酬等の額は、2007年5月15日開催の第28回定時株主総会において、年額50百万円以内として決議をいただいておりますが、当社の永続的な発展のためには、専門的な知見を有する社外からの監査役を招くことが今後必要と考えており、新たに就任する監査役の職務を迅速かつ円滑に行うことを目的として、当社の監査役のうち非常勤監査役を除く監査役に対し、同金額の範囲内で、金銭でない報酬を付与することにつきご承認をお願いいたします。なお、本報酬の付与対象となる監査役は現状ありません。

非金銭報酬の内容

新たに就任する監査役（非常勤監査役を除く）において通勤圏内に自己所有する居住物件が無い場合、当該監査役に社宅を提供します。提供する社宅は一般標準的な社宅とし、当社が社宅として借り上げる総賃借料と、当社が社宅料として監査役より徴収する総額の差額を金銭でない報酬とします。また、当該差額合計額は5百万円以内とします。

以上

第44期 事業報告

(2022年3月1日から2023年2月28日まで)

1 当企業集団の現況

1-1 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和とともに社会経済活動の回復が進み、個人消費を中心に持ち直しの動きが見られました。しかしながら、長期化するウクライナ情勢やサプライチェーンの不安定化による原材料やエネルギー価格の高騰、円安などによる物価上昇が消費行動に影響し、先行き不透明な状況が続いております。

このような環境において、当社グループは、毎日の食事を購入する際の目的地となる店舗「食事のデスティネーションストア」を確立する、という方針の実現に向けて、国内およびベトナムに経営資源を集中し強固な経営基盤の確立を図るために、前期に中国の青島ならびにフィリピンのミニストップ事業から撤退するとともに、当期には連結子会社であった韓国ミニストップ株式会社の全株式を譲渡し、関係会社株式売却益を238億31百万円計上しました。国内事業では価格・品質の両面でお客さまにご納得いただける商品開発と効率的な店舗運営の仕組みづくりを推し進めるとともに、設備費や広告宣伝費の削減を進めたことにより、第2四半期連結累計期間として営業利益以下の全ての段階利益で4期ぶりに黒字転換を果たしました。海外事業では、市場成長が続くベトナム事業においてお客さまニーズを積極的に取り込むための新フォーマット店舗の出店と既存店改装を推し進め、当第4四半期連結会計期間において事業開始以来初の営業黒字を達成しました。国内および海外事業において業績が改善したことにより、当連結会計年度として営業損失は前期より21億1百万円縮小しました。

これらの結果、当連結会計年度における連結業績は、営業総収入812億86百万円（前期実績 営業総収入1,836億80百万円）、営業損失10億36百万円（前期実績 営業損失31億37百万円）、経常損失1億42百万円（前期実績 経常損失27億68百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益128億34百万円（前期実績 親会社株主に帰属する当期純損失38億65百万円）となりました。

当社グループは、当連結会計年度の期首から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しています。これに伴い、前連結会計年度と収益を認識する方法が異なるため、経営成績に関する説明では前年との増減額及び前年比（％）を記載しておりません。詳細につきましては、「連結注記表「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」「会計方針の変更に関する注記」」をご参照ください。

各事業の活動状況は次のとおりです。

(1) 国内事業

ミニストップ単体のチェーン全店売上高は前年同期比98.0%となりました。売上総利益率は、原材料価格上昇の影響により、前期比0.2ポイント減少の29.6%となりました。ミニストップ店舗の既存店1店1日あたりの売上高の前年比は99.6%、既存店平均客数は同97.8%、既存店平均客単価は同101.8%となりました。また、コンビニエンスストア商品の既存店日販は同98.6%、店内加工ファストフード商品の既存店日販は同106.3%となりました。

コンビニエンスストア商品は、お客さまの生活防衛意識の高まりを受け、買い合わせを促進するお値打ち価格の品揃えを拡充したほか、ご購入意欲を高めるための販売促進企画やご満足いただける高付加価値商品の開発と訴求を推し進めました。お値打ち価格の品揃えでは特にソフトドリンク・酒類において、イオングループのスケールメリットを活かしたトップバリュベストプライスをはじめとしたイオングループ限定商品を活用し、お値打ち価格の商品を日々ご購入いただける品揃えを拡充しました。販売促進企画では菓子パンや惣菜パンで、ご購入数量が増えるほどお買い得になる「買うほどおトク」キャンペーンを実施し好評を博しました。また、ソフトドリンクや菓子・ラーメンでは、対象商品のご購入で新商品や定番商品が1個無料となるレシートクーポンを発行する「1つ買うと1つもらえる！1GETキャンペーン」を毎月実施し販売が伸長しました。高付加価値商品の開発では調理パンの具材や調理方法にこだわったりリニューアルを行ったことに加えて、増量キャンペーンを実施しお客さまに手に取っていただくことで商品価値を訴求し好調な売れ行きとなりました。

店内加工ファストフード商品は、一部のホットスナック商品について陳列場所を手に取りやすい専用什器へ変更するとともに、人気のポテトやチキンなどの陳列量を充実させました。また、ポテトや店内調理米飯などの高付加価値商品をお客さまにご満足いただける品揃えでご提供するために店舗ごとに最適な製造計画の立案・実行を進めております。店舗作業全体の中で最適なタイミングで効率的に商品の製造を行い、品揃えを拡充したことにより店内加工ファストフード商品の既存店日販は前年同期の実績を6.3%上回りました。高付加価値商品として店舗で炊き上げたごはんや季節の具材でできた味の味わいをご提供する店内手づくりのおにぎりでは、具材のリニューアルと炊飯工程の改善により品揃えを拡充したことで販売を押し上げたほか、店内手づくり弁当では、オペレーションの効率化とともに実施店舗の拡大を進め、取り扱い店舗は2023年2月末時点で1,522店舗となりました。また、お客さまからご注文いただいた後に店内再調理を行うことで、できたてのおいしさをご提供するポテトでは、定番のXフライドポテトのほか「フレンチフライポテト1.5倍セール」などの増量企画が好評を博しました。コールドスイーツや店内セルフコーヒーでは、お客さまにご満足いただける高付加価値商品の開発を推し進めました。5月に発売した「ハロハロ果実氷練乳いちご」や11月に発売した「ベトナムカカオチョコソフト」、1月に発売した店内セルフコーヒーの「プレミアムマンデリンブレンド」が好評を博し売上を押し上げました。

お客さまの商品購入手段の多様化に対応し需要に的確にお応えするために、デリバリーサービス、ECサイト、イオングループ各社への商品供給を拡大し、ミニストップ店舗が身近に無いお客さまへのアプローチも含め販売チャネルを拡充することで利便性向上に取り組みました。デリバリーサービスは、複数のデリバリーサービス事業者との連携を進めたことにより、2023年2月末時点で対応店舗は1,188店舗に拡大し、店舗のオペレーション効率化とともにお客さまからのご注文をスムーズに受注できる体制を整えました。また、デリバリー対応商品は店内加工ファストフード商品とともに飲料や日用品を含む200品を超える商品のご注文が可能な体制を整えたほか、デリバリー専用のオリジナル商品を展開したことにより当第4四半期連結会計期間のデリバリーサービスの店日売上高は計画を15%以上上回りました。今後もデリバリーサービスを新事業として位置づけ、店舗のオペレーション効率化とプロモーション施策の拡充とともに成長させてまいります。ECサイトはお中元やお歳暮など各種ギフト商品や当社オリジナル菓子のほか、「Xフライドポテト」や「クランキーチキン」などオリジナル冷凍食品の取り扱いを拡大しました。また、2月には国内ECモールへの出店を行い更なる販路拡大に取り組んでまいります。イオングループ各社への商品供給は、全国各地のスーパーマーケットの催事コーナーにて当社オリジナル商品を集めたフェアを継続して開催したほか、一部ファストフード食材の供給を行ったことにより商品供給量が前年同期の実績を上回りました。引き続きフェアの定期開催やオリジナル商品の通年での展開など、グループ各社との連携を深めてまいります。

販売費及び一般管理費につきましては、不採算店舗の整理により賃料や減価償却費が減少しました。また、ミニストップアプリを中心とした効果的・効率的な販売促進に切り替えたことにより、TVCMを中心に実施した前期と比較して、売上への影響を抑えながら広告宣伝費を削減しました。新しいプロモーションの柱として展開するミニストップアプリは、購買情報分析に基づいて会員属性に応じた特別クーポンの配信や店内加工ファストフード商品の無料クーポン抽選企画を実施しました。ダウンロード数は前期末（2022年2月末）より2.6倍伸長し、2023年2月末時点で84万件を超えました。今後も会員向け特典の充実やお客さま利便性向上のための支払手段の拡充、各種サービスとの連携を進めてまいります。これらにより登録会員数および店日利用回数を増やすことで、1 to 1 マーケティングの基盤を構築し客数および買上点数向上を図るとともに、新たな販売チャネルにつながる事業全体のインターフェイスとして活用してまいります。

従来のロイヤルティ方式から事業利益分配方式へ変更したミニストップパートナーシップ契約店舗は、2023年2月末時点で380店舗となりました。社会環境や経済情勢の変化に対応すべく、加盟店と共働することで得られた事業利益を分け合うことが真のパートナーシップであると位置付けています。パートナーシップ契約の理念や考え方について加盟店と相互理解を深めるための説明会を、2023年2月末までに全国16ヶ所で開催いたしました。今後も店舗の生産性および売上高向上に向けた本部の経営指導体制の改革を推し進め、共に繁栄する事業の共同体を目指して加盟店と一丸となって取り組んでまいります。

店舗開発は、6店舗を出店、58店舗を閉店しました。当連結会計年度末店舗数は1,907店舗となりました。

オフィスなどの施設内に設置する無人コンビニ「MINISTOP POCKET（ミニストップ・ポケット）」の2023年2月末設置拠点数は918拠点となり、前期末（2022年2月末）から324拠点増加しました。拠点ごとに異なるお客さまニーズを品揃えに反映することで、1拠点1日あたりの売上高は前年同期の実績を上回りました。新型コロナウイルス感染症の行動制限の緩和による人流回復に伴い引き続き拠点数を拡大するとともに、設置拠点数を活かした新サービス開発を進めることで事業としての成長を進めてまいります。

環境・社会に向けての取り組みでは、気候変動対応として当社が算定した範囲内におけるCO2排出量の87.6%を占める店舗の電力使用量を削減することに注力しております。当年度はプロジェクトチームを発足させてさまざまな対策を講じた結果、店舗あたり平均電力使用量を前年から削減しました。資源循環の促進として食品ロス削減のために値引き販売で食品廃棄物を減らす「発生抑制（リデュース）」を進めております。また、SDGsの消費者意識への浸透を念頭に、店内淹れたてコーヒーについてイオングループにて行うサステナブル・コーヒー・プロジェクトにより生産されたアラビカ豆を使用し、11月に発売した「ベトナムカカオチョコソフト」ではカカオのサステナビリティ・プログラムに準じた60DAYSチョコレートを使用する取り組みを、これまで主力商品であった「ベルギーチョコソフト」から切り替えることで強力に推進しました。

ネットワークサービス株式会社は、国内店舗向けの共同配送事業を展開しており、定温センター13ヶ所、常温センター6ヶ所、冷凍センター10ヶ所を運営しています。配送ルートや納品方法の見直しによってコストを削減するとともに環境負荷の低減に取り組んでいます。

以上の結果、当連結会計年度における国内事業の営業総収入は742億3百万円（前期実績 営業総収入734億27百万円）、営業損失は8億31百万円（前期実績 営業損失11億70百万円）となりました。

(2) 海外事業

海外事業は、韓国ミニストップ株式会社を第1四半期連結会計期間の期首から、中国の青島ミニストップ有限公司を第2四半期連結会計期間から連結対象より除外したことで営業総収入が減少したものの、ベトナム事業の収益が改善したことで営業損失が前年同期より17億62百万円縮小しました。

ベトナムのMINISTOP VIETNAM COMPANY LIMITEDは、日常の買い物が1ヶ所で完結できるワンストップ型新フォーマットのコンビニエンスストアを確立するために、新規出店と既存店改装を推し進めました。チェーン全店売上高は前年比145.6%となり、当第4四半期連結会計期間において事業開始以来初の営業利益黒字化を達成いたしました。新フォーマットは新規出店で20店舗、既存店改装で14店舗にて展開し当連結会計年度末店舗数（2022年12月末）は138店舗となりました。ベトナムの小売業は伝統的な市場や個人商店の形からスーパーマーケットやコンビニエンスストアなどの小売業態へと急速にシフトしており、政府のウィズコロナ政策のもと市場成長が続いております。このような環境において、ベトナム事業では直営多店舗化事業として新規出店体制の整備を行うとともに、お客さまニーズを積極的に取り込むための取り組みを進めております。生活者の調理ニーズに対応した野菜や果物、冷凍食品などの品揃えを強化したほか、インスタント麺・飲料や生活雑貨などの住宅立地を商圈とした品揃えの拡充を進めました。また、店内加工ファストフード商品の訴求力向上のため、デジタルコルトンの導入を推し進めております。これらにより、新店を含む新フォーマット店舗の1店1日あたり売上高は全店実績に対し10%以上上回る実績となりました。加えて、お客さまの利便性の向上のためデリバリーサービス対応店舗を拡大し、2022年12月末時点で120店舗にてサービスを開始しました。

以上の結果、当連結会計年度における海外事業の営業総収入は70億83百万円（前期実績 営業総収入1,102億52百万円）、営業損失は2億4百万円（前期実績 営業損失19億67百万円）となりました。

1-2 設備投資等および資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資総額は22億76百万円となり、その内訳は新規出店、改装等に伴う店舗内外装設備等に対する投資が21億58百万円、店舗等の賃借に伴う差入保証金が1億17百万円であります。なお、設備投資等の所要資金は、主として自己資金により充当いたしました。

1-3 財産および損益の状況の推移

(1) 当企業集団の財産および損益の状況

区分	第41期 2020年2月期	第42期 2021年2月期	第43期 2022年2月期	第44期（当連結会計年度） 2023年2月期
営業総収入 (百万円)	193,439	180,187	183,680	81,286
経常損失 (△) (百万円)	△2,112	△4,991	△2,768	△142
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	△5,702	△6,458	△3,865	12,834
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△196.60	△222.65	△133.27	442.43
総資産 (百万円)	116,380	107,866	117,261	79,217
純資産 (百万円)	40,097	32,431	28,487	40,610
1株当たり純資産額 (円)	1,350.15	1,112.66	980.41	1,399.78
連結子会社数	6社	6社	5社	3社

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)」は期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(2) 当社の財産および損益の状況

区分	第41期 2020年2月期	第42期 2021年2月期	第43期 2022年2月期	第44期（当期） 2023年2月期
売上高（加盟店を含む） (百万円)	314,002	290,917	292,962	286,996
営業総収入 (百万円)	71,742	66,269	64,347	62,665
経常損失 (△) (百万円)	△1,393	△3,053	△484	△76
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	△5,369	△5,570	△3,184	9,845
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△185.09	△192.03	△109.78	339.39
総資産 (百万円)	92,514	84,117	93,535	77,366
純資産 (百万円)	41,792	35,267	31,505	40,680
1株当たり純資産額 (円)	1,440.50	1,215.60	1,085.91	1,402.21

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)」は期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当事業年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

1-4 環境および社会貢献活動への取り組み

環境面につきましては、脱炭素社会の実現、循環型社会の形成に向けて「2030年までに店舗で排出するCO2等を2013年度比50%削減する」、「2025年までに店舗で発生する食品ロスを2015年度比50%削減する」、「2030年までに使い捨てプラスチック利用量を2018年度比半減する」という環境目標を設定し、目標達成に向けて計画的に取り組みを進めております。

一例として食品ロス削減においては、消費期限前商品を値引きして販売し、食品廃棄物を減らす「発生抑制(リデュース)」を1,477店舗で実施しております。また、プラスチック削減の一環として、レジ袋や無料カトラリーの削減に努めており、レジ袋の辞退率は77.9%でした。カトラリー削減の一環としてソフトクリーム用のスプーンについて2022年5月より千葉県の直営2店舗で実験を開始し、今期の全店導入を目指してまいります。

社会貢献活動につきましては、店頭募金とソフトクリームの売上の一部を寄贈することにより、小学校に花の苗を贈る「花の輪運動」に協賛しております。今年度は全国300校の小学校に各300株の花の苗を贈呈いたしました。

1-5 健康経営推進への取り組み

当社は、社員の健康が経営戦略の一環となること、従業員と家族の健康を守り、社会を笑顔にする目的のため健康経営宣言を行いました。「ミニストップは健康経営の推進により、従業員と家族の健康をサポートし、笑顔あふれる社会を実現します。」という健康経営宣言をもとに健康経営に取り組んでまいります。

従業員が心身共に健康でいられるための当社の課題として、運動促進、禁煙、健康診断の再検査受診、特定保健指導の実施率向上、メンタルヘルスに注力し取り組みを進めてまいります。

項目	目標年度	目標値
特定保健指導実施率	2023年度	特定保健指導実施率100%
喫煙率	2025年度	喫煙率を2020年度比で25%削減
高ストレス者率	2025年度	ストレスチェックにおける高ストレス者率を10%へ削減

当社では従業員の安全・安心な環境づくりのため、就業時間内の禁煙、敷地内禁煙を行ってまいりました。今後もイオン健康保険組合との共同事業（コラボヘルス）を推進し、従業員の禁煙支援として、オンラインで専門医の診療が受けられる禁煙外来補助を進めてまいります。

1-6 対処すべき課題

当社は個店モデルの競争力向上と戦略的成長の推進とともに、デジタルシフト・アジアシフトに向けた事業の再設計を中期的な経営戦略として推進してまいります。

国内事業においては、当社の中核事業であるミニストップの1店舗当たりの収益性向上に加えて、デリバリーサービスやECサイトといったデジタル事業で新たな収益源を確保することにより再成長を目指します。個店モデルの競争力向上に向けて、コンビニエンスストア商品と店内加工ファストフード商品の両方について商品価値の向上と品揃えの拡充を進めてまいります。お客さまにご満足いただける品揃えを店頭で実現するとともに、リアル店舗とデリバリーサービスやECサイトを融合するOMOの活用により、新たな買い物体験を創出いたします。また、新規事業として展開する職域事業は引き続き拠点数を拡大しオフィスなどの施設内の需要を積極的に取り込むとともに、拠点数を活かした新たなサービスを拡充することで収益向上を実現し事業として成長させてまいります。OMO (Online Merges with Offline)：ミニストップアプリをベースにリアル店舗とデリバリーサービス、ECサイトなどのオンライン空間の融合(オンラインとオフラインの融合)

海外事業においては、市場成長の続くベトナム事業へ集中し、直営多店舗化事業として成長させてまいります。お客さまのニーズにお応えするワンストップ型の新たなフォーマットの店舗で出店を拡大し、生活拠点となる店舗を通し豊かな暮らしを実現します。また、国内事業に先行した取り組みを進めることで生み出されたノウハウや技術を国内のミニストップ事業へ還流することで事業の相乗効果を高めてまいります。

(1)構造改革の完遂

個店モデルの競争力向上に向けて、Newコンボストアモデルの確立を推し進め日販向上を実現します。また、加盟店との新たな関係を築く「ミニストップパートナーシップ契約」のさらなる推進とともに、経営指導体制の改革を進め加盟店の経営効率向上に取り組みます。構造改革と成長戦略を推進するために、本部の組織刷新とマネジメントシステム改革を進め事業再成長を実現します。

(2)成長戦略の推進

デリバリー、ECサイトを事業として成長させ、ミニストップアプリをベースにリアル店舗とオンラインの融合による新たな買い物体験の創出を実現します。職域事業は提携先を拡大し拠点数拡大を進めるとともに、サイネージ広告の展開などサービスを拡充し収益向上を実現します。ベトナム事業は、着実な投資を行うことで直営多店舗化事業として再成長を進めてまいります。

(3)サステナビリティ経営の推進

“私たちは、「おいしさ」と「便利さ」で、笑顔あふれる社会を実現します。”というミッションに基づくサステナビリティ基本方針のもと、環境・社会貢献活動や従業員の健康維持・労働生産性の向上を目指すため健康経営を推進してまいります。

さらに当社の社会における存在意義を見出して共有し、さまざまなステークホルダーと共に事業活動を通じて社会課題の解決の一端を担うことを目指し、環境・経済・社会面における開示を進め、まずは「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正に伴う非財務情報の開示より対応を進めてまいります。

1-7 主要な事業内容（2023年2月28日現在）

- (1) 当社およびMINISTOP VIETNAM COMPANY LIMITEDは、フランチャイズチェーン方式の加盟店と直営店によるコンビニエンスストア事業をそれぞれ営んでおります。VINH KHANH CONSULTANCY CORPORATIONは、持株会社としてMINISTOP VIETNAM COMPANY LIMITEDへの出資参画を通じ、ベトナムにおいてコンビニエンスストア事業を展開しております。
- (2) ネットワークサービス株式会社は、定温センター13ヶ所、常温センター6ヶ所、冷凍センター10ヶ所を運営し、国内店舗向けの共同配送事業を展開しております。

1-8 親会社および重要な子会社の状況（2023年2月28日現在）

(1) 親会社との関係

当社の親会社であるイオン株式会社は、当社株式を14,130千株（出資比率48.1%）保有しており、イオングループ全体で当社株式を15,672千株（出資比率53.4%）保有しております。

また、親会社とは、資金の寄託運用等の取引を行っております。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

(2) 親会社との間の取引に関する事項

① 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社より余剰資金の寄託運用に基づく受取利息収入を得ており、当該取引をするにあたっては、少数株主の保護のため、当該取引の必要性および取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

② 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社は、社外取締役および社外監査役が出席する取締役会において、当社経営に対する適切な意見を得ながら、多面的な議論を得て決定しております。

事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、上場企業として独立性を確保し、経営および事業活動にあたっております。

③ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ネットワークサービス株式会社	10百万円	100.0%	自動車運送取扱事業
VINH KHANH CONSULTANCY CORPORATION	389百万ドン	51.0%	持株会社
MINISTOP VIETNAM COMPANY LIMITED	947,864百万ドン	100.0%	コンビニエンスストア事業

（注）議決権比率には、間接所有も含まれています。

(4) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

1-9 主要な事業所等および店舗の状況（2023年2月28日現在）

(1) 主要な事業所

本店 千葉市美浜区

主要な事業所 幕張事務所（千葉市美浜区）、東北地区事務所（仙台市宮城野区）、東海地区事務所（名古屋市中村区）、近畿地区事務所（大阪市北区）、九州地区事務所（福岡市博多区）

店舗

地域	店舗数	地域	店舗数
青森県	26 (1)	愛知県	196 (28)
岩手県	10 (2)	三重県	83 (7)
宮城県	105 (6)	滋賀県	5 (0)
福島県	74 (11)	京都府	34 (0)
茨城県	99 (13)	大阪府	81 (1)
栃木県	27 (0)	兵庫県	41 (2)
群馬県	44 (4)	奈良県	10 (0)
埼玉県	130 (10)	徳島県	18 (2)
千葉県	167 (19)	香川県	32 (11)
東京都	254 (27)	愛媛県	7 (2)
神奈川県	117 (17)	福岡県	117 (8)
福井県	7 (0)	佐賀県	12 (1)
岐阜県	83 (4)	大分県	4 (2)
静岡県	124 (20)	合 計	1,907 (198)

- (注) 1. 店舗数欄の () 内は内数であり、直営店の店舗数であります。
2. 上記店舗数には、cisca14店舗、MINISOF 6店舗を含んでおります。

(2) 連結子会社

会社名	国名	店舗数
MINISTOP VIETNAM COMPANY LIMITED	ベトナム社会主義共和国	137 (124)

- (注) 1. 店舗数欄の () 内は内数であり、直営店の店舗数であります。
2. 上記連結子会社の店舗数は、いずれも2023年2月28日現在のものです。
3. ネットワークサービス株式会社、VINH KHANH CONSULTANCY CORPORATIONは店舗を有しておりません。

1-10 従業員の状況

(1) 当企業集団の状況（2023年2月28日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減数
1,167 名	478 名減

(注) 上記従業員のほか、臨時社員（契約制社員、パートタイマーおよびアルバイト）は、3,402名（ただし、1日8時間換算による）であります。

(2) 当社の状況（2023年2月28日現在）

区分	従業員数	前期末比増減数	平均年令	平均勤続年数
男性	490 名	38 名減	46 才 1 ヶ月	18 年 2 ヶ月
女性	117 名	11 名減	38 才 5 ヶ月	12 年 9 ヶ月
合計または平均	607 名	49 名減	44 才 8 ヶ月	17 年 2 ヶ月

(注) 上記従業員のほか、臨時社員（契約制社員、パートタイマーおよびアルバイト）は、1,767名（ただし、1日8時間換算による）であります。

2 株式の状況（2023年2月28日現在）

2-1 発行可能株式総数 88,000,000 株

2-2 発行済株式総数（自己株式を含む） 29,372,774 株

2-3 株主数 55,502 名

2-4 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
イオン株式会社	14,130	48.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,304	4.49
株式会社コックス	687	2.36
イオンフィナンシャルサービス株式会社	403	1.39
マックスバリュ西日本株式会社	392	1.35
ミニストップ協会	334	1.15
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	331	1.14
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	279	0.96
株式会社千葉銀行	195	0.67
三菱UFJ信託銀行株式会社	144	0.49

- (注) 1. 当社は自己株式（363,578株）を所有しておりますが、上記の大株主からは除いております。
2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は自己株式（363,578株）を控除して算出してあり、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3 新株予約権等の状況

当事業年度末日における当社取締役が有する職務執行の対価として交付された新株予約権（2023年2月28日現在）

名称 (発行日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	保有者数	発行価額	行使価額
第9回新株予約権 (2016年5月2日)	2016年6月3日～ 2031年6月2日	17個	1,700株	1名	1株あたり 1,444円	1株あたり 1円
第10回新株予約権 (2017年5月1日)	2017年6月2日～ 2032年6月1日	8個	800株	1名	1株あたり 1,839円	1株あたり 1円

新株予約権の行使条件（各回共通）

- ・新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役および監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができる。
- ・新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
- ・その他の条件については、2007年5月15日開催の当社第28期定時株主総会において承認可決された範囲内においてストックオプション規程・細則および取締役会決議に定めるところによる。

4 役員の状況

4-1 取締役および監査役の状況

(2023年2月28日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
藤 本 明 裕	代表取締役社長	指名・報酬委員
宮 崎 剛	代表取締役専務	戦略・経営管理担当
堀 田 昌 嗣	常務取締役	管理・海外・職域担当
阿 部 豊 明	取締役	営業開発担当
仲 澤 光 晴	取締役	商品・デジタル担当
神 尾 啓 治	取締役	イオン株式会社 執行役SM担当 マックスバリュ東海株式会社 取締役会長
山 川 隆 久	取締役	指名・報酬委員 ルネス総合法律事務所 弁護士 株式会社ベルパーク 社外監査役 川田テクノロジー株式会社 社外取締役
米 谷 真	取締役	指名・報酬委員
香 川 進 吾	取締役	指名・報酬委員 株式会社エイチ・アイ・エス 社外取締役 古野電気株式会社 社外取締役
浅 倉 智	常勤監査役	
東 海 秀 樹	監査役	東海秀樹税理士事務所 税理士 株式会社エーアンドエーマテリアル 社外取締役 新日本空調株式会社 社外取締役監査等委員
梶 田 茂	監査役	オリジン東秀株式会社 常勤監査役
渡 邊 奈 緒 美	監査役	イオン株式会社 法務部統括マネージャー

- (注) 1. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
- 2022年5月20日 草柳 廣氏は任期満了のため取締役を退任いたしました。
 - 2022年5月20日 宮崎 剛氏、神尾啓治氏、香川進吾氏は新たに取締役に就任いたしました。
 - 2022年5月20日 橘 良治氏、満重 誠氏は任期満了のため監査役を退任いたしました。
 - 2022年5月20日 梶田 茂氏、渡邊奈緒美氏は新たに監査役に就任いたしました。
2. 取締役山川隆久氏、米谷 真氏、香川進吾氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役浅倉 智氏、東海秀樹氏、梶田 茂氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役山川隆久氏、米谷 真氏、香川進吾氏、監査役東海秀樹氏は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
5. イオン株式会社は当社の親会社であり、イオンリテール株式会社はイオン株式会社の子会社であります。
6. オリジン東秀株式会社は、当社の兄弟会社であるイオンリテール株式会社の子会社であります。
7. ルネス総合法律事務所、株式会社ベルパーク、川田テクノロジー株式会社、株式会社エイチ・アイ・エス、古野電気株式会社、東海秀樹税理士事務所、株式会社エーアンドエーマテリアル、新日本空調株式会社、オリジン東秀株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
8. 監査役東海秀樹氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 当社は2012年3月23日付で執行役員制度を導入し、2019年に執行役員制度を廃止しましたが、経営と執行の役割を明確にし、持続可能な組織体制を構築するため、あらためて2022年2月21日付で執行役員制度を導入いたしました。執行役員は次頁のとおりであります。

(2023年2月28日現在)

氏名	地位	担当
望 月 淳	執行役員	FC営業本部長
飯 田 忠 輝	執行役員	直営統括・CRE本部長
浜 口 陽 介	執行役員	SPA・マーチャンダイジング本部長
板 東 功 太 郎	執行役員	商品統括本部長
菅 俊 弘	執行役員	デジタル推進本部長
金 森 哲 也	執行役員	海外・職域事業本部長
平 松 恭 輔	執行役員	戦略本部長
栗 本 定 幸	執行役員	人事総務本部長

4-2 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項に基づき、社外取締役山川隆久氏、米谷 真氏、香川進吾氏、社外監査役東海秀樹氏と、会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

4-3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(1) 被保険者の範囲

当社の取締役、監査役等

(2) 保険契約の概要

当社の親会社であるイオン株式会社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることになります。

ただし、被保険者の故意または重過失に起因する損害賠償請求については、補填されません。また、当該保険契約では免責額を設け、当該免責額までの損害は補填の対象としておりません。なお、保険料は全額会社負担としております。

4-4 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給 人員	報酬等の種類別の額			計	摘要
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
取締役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	89百万円 (13百万円)	31百万円 (－百万円)	－百万円 (－百万円)	121百万円 (13百万円)	
監査役	4名	19百万円	－百万円	－百万円	19百万円	全員社外監査役
合 計	13名	108百万円	31百万円	－百万円	140百万円	

- (注) 1. 当事業年度に係る取締役の員数は9名（うち、社外取締役3名）、監査役の員数は4名です。取締役および監査役の支給人員には、2022年5月20日開催の第43期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名を含んでおります。
2. 取締役神尾 啓治氏、監査役満重 誠氏および渡邊 奈緒美氏は無報酬のため上記には含まれておりません。
3. 業績連動報酬額算定に当たり勘案した業績指標に関する実績は、『1－3財産および損益の状況の推移』に記載のとおりであります。

4-5 取締役および監査役の報酬等

当社は、2007年5月15日開催の第28回定時株主総会において、取締役および監査役の報酬等の額を決議しております。

- ・取締役

年額300百万円（金銭による報酬額として役員賞与部分を含めて年額270百万円、株式報酬型ストックオプション公正価値分として年額30百万円が報酬限度額であり、使用人兼務取締役の使用人給与分を含まない）

- ・監査役

年額50百万円

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を定めており、2021年5月21日開催の取締役会において、以下に掲げる方針を決議いたしました。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、2021年12月24日開催の取締役会において任意の諮問機関である指名・報酬委員会の設置を決議しております。同委員会は取締役会の諮問機関として、代表取締役社長および独立社外取締役で構成され、取締役会の諮問に応じて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定または変更に係る事項等を審議し、取締役会に答申を行います。

取締役会の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(1) 基本方針

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、企業価値の持続的な向上を意識した経営を推進するため、基本報酬を基礎としつつ、各期における功労・業績等を勘案して定時株主総会後の一定の時期に業績報酬を支給するとともに、業績向上の意欲を高めるため株式報酬型ストックオプション（非金銭報酬）を採用し、5月の定時取締役会後の一定の時期に付与しております。なお、社外取締役はコーポレートガバナンスの要として経営監督等を行うため、基本報酬のみとしております。

(2) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、取締役の役位および常勤・非常勤の別を基準として月例の報酬として支払います。

(3) 業績連動報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

業績連動報酬は、金銭報酬とし、連結経常利益を主な指標とし、それぞれの額の一定割合を合計したものを支払い原資として、取締役個人の担当部門の業績および評価に基づき配分し、毎年一定時期に支払います。また、当該業績指標を選定した理由は、平常の事業成績を最も適切に表すものであり、貢献度を図る上での観点等から選定をしております。

(4) 基本報酬の額または業績連動報酬の額の取締役個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く）の種類別の報酬割合については、他社の報酬水準等を参考にしつつ、各取締役の責任や当社の業績向上に向けたインセンティブとしての機能に鑑み、標準的な業績の場合で、基本報酬約53～63%、業績連動報酬約24～26%、株式報酬型ストックオプション約11～21%を目安に配分しております。ただし、業績連動報酬は各期の功労・業績等により変動し、また株式報酬型ストックオプションは株価の影響を受けるため、前記の各報酬等の割合は変動する可能性があります。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長藤本明裕氏がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役（社外取締役を除く）の担当業務の状況を踏まえた業績連動報酬の額とします。

これらの権限を代表取締役社長藤本明裕氏に委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を当社において最も熟知しており、総合的な観点から取締役の報酬額を決定できるとともに、機動的な報酬額の決定に資すると判断したためです。

また、取締役会は、当該権限が代表取締役社長藤本明裕氏によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に対し、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の適用方法の妥当性について諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長藤本明裕氏は、当該答申の内容を踏まえて決定しなければならないこととします。

(注) 1. 報酬等の内容に係る決定方針については、本株主総会で決議いただきますと以下の通り変更をする予定です。

2. 当社の取締役（社外取締役を除く）について、基本報酬、業績報酬、株式報酬型ストックオプション（非金銭報酬）とは別に、就任時に通勤圏内に自己所有の居住物件を持たない場合に、社宅費を徴収し、社宅を貸与いたします。社宅の賃料と社宅費の差額を、取締役への非金銭報酬として取り扱います。
3. 株式報酬型ストックオプションについては、従来の付与個数および年額の上限を変更して、付与個数年間454個、年額60百万円を上限とします。なお、取締役報酬の総額は年額300百万円以内とし、付与個数および年額の範囲内で、毎年取締役会の決議に基づき、新株予約権を取締役に対して割り当てます。
4. 当社の監査役（非常勤監査役を除く）について、金銭報酬とは別に、就任時に通勤圏内に自己所有の居住物件を持たない場合に、社宅費を徴収し、社宅を貸与いたします。社宅の賃料と社宅費の差額を、監査役への非金銭報酬として取り扱います。

4-6 社外役員の状況

(1) 取締役

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役山川隆久氏は、ルネス総合法律事務所弁護士、株式会社ベルパークの社外監査役および川田テクノロジー株式会社の社外取締役であります。ルネス総合法律事務所、株式会社ベルパーク、川田テクノロジー株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

取締役香川進吾氏は、株式会社エイチ・アイ・エスの社外取締役および古野電気株式会社の社外取締役であります。株式会社エイチ・アイ・エス、古野電気株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況 (期待される役割に関して行った職務の概要を含む)
取締役	山川隆久	当事業年度に開催された取締役会には19回すべてに出席しました。弁護士としての専門的知見、幅広い見識に基づき、独立社外取締役の立場から、議案の審議等において必要かつ適切な発言を行っております。
取締役	米谷真	当事業年度に開催された取締役会には19回すべてに出席しました。金融業界をはじめ多方面にわたる幅広い知識、海外における豊富な経営経験、監査役の知見等に基づき、独立社外取締役の立場から、議案の審議等において必要かつ適切な発言を行っております。
取締役	香川進吾	社外取締役就任後に開催された取締役会には13回すべてに出席しました。経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立社外取締役の立場から、議案の審議等において必要かつ適切な発言を行っております。

③ 親会社またはその子会社（当社を除く）から役員として受けた報酬等の額 該当事項はございません。

(2) 監査役

① 重要な兼職先と当社との関係

監査役東海秀樹氏は、東海秀樹税理士事務所税理士、株式会社エーアンドエーマテリアル社外取締役および新日本空調株式会社の社外取締役監査等委員であります。東海秀樹税理士事務所、株式会社エーアンドエーマテリアル、新日本空調株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

監査役梶田 茂氏は、オリジン東秀株式会社の常勤監査役であります。オリジン東秀株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
常勤監査役	浅 倉 智	当事業年度に開催された取締役会には19回すべてに出席し、監査役会にも18回すべてに出席しました。小売業界および経営に関する幅広い知識と経験に基づき、当社の経営の監視と健全な経営のための適切な発言を行っております。
監 査 役	東 海 秀 樹	当事業年度に開催された取締役会には19回中17回出席し、監査役会には18回中16回出席しました。税務行政における豊富な経験および税理士としての専門的知見に基づき、独立社外監査役の立場から、議案の審議等において必要かつ適切な発言を行っております。
監 査 役	梶 田 茂	社外監査役就任後に開催された取締役会には13回すべてに出席し、監査役会にも13回すべてに出席しました。イオングループ各社での豊富な経験と実績に基づき、社外監査役の立場から、議案の審議等において必要かつ適切な発言を行っております。

③ 親会社またはその子会社（当社を除く）から役員として受けた報酬等の額

社外監査役が、当事業年度の在任期間中において、当社の親会社またはその子会社（当社を除く）から役員として受けた報酬等の総額は11.2百万円であります。

5 会計監査人の状況

5-1 名 称

有限責任監査法人トーマツ

5-2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
1. 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	58百万円
2. 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区別できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の子会社のうち、VINH KHANH CONSULTANCY CORPORATION および MINISTOP VIETNAM COMPANY LIMITEDは、当社の会計監査人と同一のネットワークに属するDeloitte Touche Tohmatsu Limitedメンバーファームの監査を受けています。

5-3 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 会社の体制および方針

6-1 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制に関し、「内部統制システム構築の基本方針」として定めております。

会社法および会社法施行規則の改正や近年の社会情勢をふまえ、またイオンの基本理念に基づく経営実践をゆるぎないものとするべく、2022年8月19日および2023年4月12日開催の各取締役会によりそれぞれ同日付で本方針を改定し、監査体制および企業集団内部統制に関する規定等の整備を行いました。

本方針は、取締役会において実施状況の確認を行うとともに、社会情勢の変化その他環境の変化に応じて適宜見直しを行い、改善、充実を図ってまいります。

内部統制システム構築の基本方針

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保し、その社会的責任を果たすため、イオンの基本理念およびコンプライアンス・ポリシーを取締役および使用人の全員に周知徹底させます。
- ② 取締役会は、法令等遵守（以下、「コンプライアンス」といいます。）体制を含む内部統制システムの整備の方針および計画について決定するとともに、定期的に運用の状況について報告を受けます。
- ③ 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備、運用の状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
- ④ 内部統制基本規程を定め、当該規程に基づき「内部統制システム委員会」ならびにその下部組織として「コンプライアンス委員会」および「定時危機管理委員会」を設置し、また、「コンプライアンス委員会」の下に「個人情報安全管理部会」および「公正取引推進部会」を設置し、これらが連携して、コンプライアンス体制を含む内部統制システムの整備、運用を推進します。
- ⑤ 代表取締役社長を内部統制システム委員会委員長とし、内部統制システム全般を担当する責任者として内部統制担当役員を置きます。また、内部統制担当役員は、コンプライアンス担当およびリスク管理担当を兼務します。
- ⑥ 取締役および使用人に対するコンプライアンスに関する研修や、マニュアルの整備等により、取締役および使用人のコンプライアンスに関する知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成します。
- ⑦ イオングループの全従業員を対象とする内部通報制度を設置し、内部通報に係る適切な体制を整備することにより内部統制の実効性を高め、社内教育等を通じて社員の意識向上に努めます。
- ⑧ 取締役会は、反社会的勢力との関係遮断のための基本方針を定め、社内体制の整備を行い、反社会的勢力からの不当な要求に対して、当社グループをあげて組織的に対応する風土を構築します。
- ⑨ 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、年度監査計画書を策定し内部監査を行います。内部監査を通じて判明した内部統制システム上の問題点は、代表取締役社長に報告し、代表取締役社長は該部門に改善策の立案、実施を指示します。内部監査の結果および改善策は、取締役会および監査役会に報告します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会、経営会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報、重要な決裁に係る情報、財務に係る情報、リスクおよびコンプライアンスに関する情報、その他の取締役の職務の執行に係る情報を記録、保存、管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。
- ② お客さま情報を含む個人情報適切に取り扱われるよう、「個人情報安全管理部会」および「個人情報管理責任者」を設けるとともに、個人情報の安全管理に関連する規程を整備し、当社グループ全体で個人情報の安全管理を徹底します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理の最高責任者を代表取締役社長とし、当社グループ経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理に関連する規程を整備し、事前予防体制を構築します。
- ② 組織的、人的、物理的、技術的な各側面から情報資産の保護、管理を可能とすることを目的として、当社グループを含め「情報セキュリティ管理基準」を制定し、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、当社が取り扱う情報や情報システムのセキュリティレベルの維持、向上に努めます。
- ③ 当社グループ経営に重大な影響を及ぼす事態が発生し、または発生する恐れが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うために「定時危機管理委員会」を設置します。
- ④ 「定時危機管理委員会」は、経営に重大な影響を及ぼすリスクに対応するためのマニュアル等を整備し、リスク管理体制を構築します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確化し、かつその評価方法を明らかにします。取締役の報酬額については、業績連動報酬を導入します。なお、適切に行使されるよう取締役会が指名・報酬委員会に諮問し、指名・報酬委員会が取締役会に答申します。
- ② 取締役会を毎月1回以上開催し、子会社を含めた当社グループ全体に関わる重要事項の意思決定および取締役の職務遂行の監督を適切に行います。
- ③ 取締役会を補完し、経営諸課題に迅速かつ適切に対応するため、取締役および各部門執行責任者を中心に構成する経営会議を毎月2回程度開催し、迅速な意思決定と機動的な経営が可能な体制を構築します。

(5) 当社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 親会社、子会社、イオングループ各社との取引に関する体制
取締役が、自己または親会社、子会社、その他イオングループ各社など第三者のために当社と利益が実質的に相反する恐れのある取引や競業関係に立つ取引を行う場合、取締役会の承認を得てから実施します。また特別利害関係人を除外した上で決議し、手続の公正性を確保します。
- ② イオングループ各社との取引に関する体制
イオングループ各社と取引を行う場合は、市場価格に基づいた適正な条件により取引を行い、年1回関連当事者取引先各社との年間取引実績の増減率等の報告を取締役会に行い取引の合理性・相当性の精査をします。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
国内関係会社管理規程および海外関係会社管理規程に基づき、子会社に対し、当社の取締役会または経営会議への事業内容の定期的な報告を求めます。
- ④ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「定時危機管理委員会」は、リスク管理に関連する規程およびマニュアル等に基づいて、子会社を含む当社グループ全体のリスクを適切に評価し、管理する体制を構築します。

- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループ全体の重点経営目標および予算配分等を定め、当社グループ経営を適正かつ効率的に運営する体制を構築するとともに、関係会社管理規程に基づき、子会社の担当部署および担当責任者を置き、重要案件について事前協議を行うなど、子会社の自主性を尊重しつつ、状況に応じて必要な管理を行います。
 - ⑥ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
イオンの基本理念およびコンプライアンス・ポリシーを子会社の取締役等および使用人の全員に周知徹底させるとともに、「コンプライアンス委員会」は、当社グループ全体のコンプライアンス管理に必要な体制の整備を行い、子会社を含む当社グループ全体のコンプライアンス体制を構築します。
 - ⑦ 当社および子会社の業務全般に関する監査体制
内部監査部門は、当社および子会社の業務が適正に運営されているか、「内部監査規程」に基づき、当社および子会社の監査を実施し、内部統制システムの欠陥その他の問題点が発見された場合は、内部統制システム委員会に迅速に報告をします。内部統制システム委員会の指示により、再発防止を策定し、内部統制システムを改正します。
- (6) 財務報告の適正性を確保するための体制**
当社および当社グループにおける財務報告に関する重要な虚偽記載が発生するリスクを識別、分析し、リスク低減のため、財務報告に関する規程の整備、業務手順の明確化を行い、毎年、その整備、運用の状況の評価を行います。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、業務執行部門から独立した「監査スタッフ」として、適切な人材を配置します。
- (8) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**
「監査スタッフ」の人事異動、人事評価および懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとします。
- (9) 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
「監査スタッフ」は、他部署を兼務せず、監査役の指揮命令に従うものとします。
- (10) 監査役への報告に関する体制**
- ① 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制
取締役および使用人は、当社グループ経営に重大な影響を及ぼす事態が発生し、または発生する恐れがあるとき、取締役および使用人による違法または不正な行為を発見したとき、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役へ速やかに適切な報告を行います。また、各部門を統括する取締役は、監査役会と協議のうえ、適宜、担当部門のリスク管理体制について報告を行います。
 - ② 子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社グループ経営に重大な影響を及ぼす事態が発生し、または発生する恐れがあるとき、当該子会社の取締役等および使用人による違法または不正な行為を発見したとき、当社の監査役から当該子会社の業務執行に関する事項について報告を求められたとき、その他当社の監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、当社の監査役へ、速やかに適切な報告を行います。

(11) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、これを当社グループ全員に周知徹底させます。

(12) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年度、一定額の予算を設け、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該監査役職務の執行に必要でないことが認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

(13) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および使用人の監査役職務に対する理解を深め、監査役職務の環境を整備するよう努めます。
- ② 監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を開催するなど、執行部門と監査部門の連携および意思疎通を図ります。
- ③ 監査役は、内部監査部門から年度監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めます。監査役は、内部監査部門の監査結果を内部統制システムに係る監査役職務に実効的に活用します。
- ④ 常勤監査役を毎月2回程度開催する経営会議の構成員として招集するとともに、資料および議事録を閲覧できる体制を整備します。

6-2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備し、運用しております。

当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

- (1) 取締役会を19回開催し、重要な業務執行の意思決定および取締役の職務遂行の監督を適切に行うとともに、取締役会を補完する「経営会議」を48回開催し、迅速な業務執行、情報共有に努めました。
- (2) 「内部統制システム委員会」を12回開催し、内部統制システムの整備、運用状況の確認、内部統制システムに関する課題事項の共有、改善対応等を行いました。
- (3) 内部統制システム委員会の下に設置する「コンプライアンス委員会」を4回開催し、コンプライアンスに関する情報共有、課題事項への対応等を行いました。
- (4) 内部統制システム委員会の下に設置する「定時危機管理委員会」を4回開催し、リスク案件の情報共有、課題事項への対応、重点管理するリスク対策の進捗状況の継続的なモニタリング等を行いました。
- (5) 監査部門である「経営監査室」は、内部監査計画に基づき内部監査を実施し、内部統制システムの整備、運用の状況や指摘事項等について、取締役会、経営会議、および内部統制システム委員会に適時報告を行いました。
- (6) 監査役は、取締役および使用人の職務の執行について適切に監査を行うとともに、監査役会を18回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行いました。また、各取締役と情報交換を実施するなど、執行部門と監査部門の連携を図りました。
- (7) 常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議、内部統制システム委員会、コンプライアンス委員会等に出席し、関係業務の運用状況を把握し、必要に応じ、意見を述べ、指摘を行いました。

6-3 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図りながら、株主への利益還元を充実させることを重視いたします。内部留保金は、既存店のリニューアル、情報システム、新規事業などに投資し、事業の拡大、業績の向上に努めます。また、今後の配当につきましては、持続性のある企業体質の確立を図りながら、連結業績を勘案した配当政策を継続します。

この方針のもと、今期の期末配当金を1株につき10円00銭とすることとし、すでに実施済みの中間配当金1株につき10円00銭とあわせて年間配当金は1株につき20円00銭となりました。なお、期末配当金の支払開始日（効力発生日）は2023年4月28日（金曜日）とさせていただきます。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
[資 産 の 部]	
流 動 資 産	52,694
現 金 及 び 預 金	6,427
加 盟 店 貸 勘 定	7,823
商 品	1,433
短 期 貸 付 金	0
未 収 入 金	9,329
関 係 会 社 預 け 金	24,000
そ の 他 金	3,749
貸 倒 引 当 金	△68
固 定 資 産	26,523
(有 形 固 定 資 産)	(10,135)
建 物 及 び 構 築 物	6,055
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,338
器 具 及 び 備 品	1,897
土 地	428
リ ー ス 資 産	361
建 設 仮 勘 定	53
(無 形 固 定 資 産)	(3,595)
ソ フ ト ウ エ ア	3,457
そ の 他	138
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(12,792)
投 資 有 価 証 券	78
長 期 貸 付 金	1
長 期 前 払 費 用	566
差 入 保 証 金	11,939
繰 延 税 金 資 産	5
そ の 他	346
貸 倒 引 当 金	△146
資 産 合 計	79,217

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

科 目	金 額
[負 債 の 部]	
流 動 負 債	32,071
買 掛 金	13,461
加 盟 店 借 勘 定	174
短 期 借 入 金	330
1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	169
未 払 金	3,849
未 払 法 人 税 等	689
預 り 金	10,869
賞 与 引 当 金	193
役 員 業 績 報 酬 引 当 金	31
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	488
事 業 撤 退 損 失 引 当 金	34
そ の 他	1,778
固 定 負 債	6,535
リ ー ス 債 務	185
長 期 預 り 保 証 金	3,923
繰 延 税 金 負 債	166
退 職 給 付 に 係 る 負 債	97
資 産 除 去 債 務	1,833
そ の 他	329
負 債 合 計	38,607
[純 資 産 の 部]	
株 主 資 本	40,799
資 本 金	7,491
資 本 剰 余 金	6,032
利 益 剰 余 金	27,917
自 己 株 式	△642
その他の包括利益累計額	△192
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	24
為 替 換 算 調 整 勘 定	△151
退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△65
新 株 予 約 権	3
純 資 産 合 計	40,610
負 債 純 資 産 合 計	79,217

連結損益計算書 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目							金 額	
営 業 総 収 入	加 盟 店 か ら の 収 入	入 高 料	入 入 入				25,880	
	受 取 の 他 の 上 連 搬 収 入						37,451	
	そ の 他 の 業 原 価						13,483	
営 業 上 搬 原 原 価 価 価	売 運 営 販 費 及 び 一 般 管 理 費 失						4,471	81,286
							28,753	
							12,118	40,871
営 業 外 収 益 当 金 入 金 他	受 取 利 息 及 金 補 の 配 収 償							40,414
								41,450
								△1,036
営 業 外 費 用 息 他 失	支 払 の 常 損 益						463	
							135	
							190	
							135	923
特 別 利 益 益 益 他	固 定 資 産 株 式 売 却 益 益 他						23	
							7	30
								△142
特 別 損 損 損 失 失 失 失 他	減 店 舗 閉 鎖 引 当 金 繰 入 他						52	
							23,831	
							68	23,952
							1,124	
							440	
							488	
							67	2,120
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 税 額 当 期 純 利 益	法 人 税、 住 民 税 等 調 整 額							21,688
							4,241	
							4,611	8,853
								12,835
								1
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益								12,834

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結株主資本等変動計算書 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年3月1日残高	7,491	5,744	15,757	△642	28,351
会計方針の変更による 累積的影響額			△94		△94
会計方針の変更を反映した 当期首残高	7,491	5,744	15,662	△642	28,256
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△580		△580
親会社株主に帰属する 当期純利益			12,834		12,834
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△0	0	0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△0			△0
過年度持分変動に係る 税効果調整		289			289
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	288	12,254	△0	12,542
2023年2月28日残高	7,491	6,032	27,917	△642	40,799

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	為 替 換 算 勘 定 調 整	退 職 給 付 金 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 合 計 額			
2022年3月1日残高	19	202	△131	89	3	42	28,487
会計方針の変更による 累積的影響額							△94
会計方針の変更を反映した 当期首残高	19	202	△131	89	3	42	28,393
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△580
親会社株主に帰属する 当期純利益							12,834
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動						0	－
過年度持分変動に係る 税効果調整							289
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	4	△353	66	△282	－	△43	△326
連結会計年度中の変動額合計	4	△353	66	△282	－	△42	12,217
2023年2月28日残高	24	△151	△65	△192	3	－	40,610

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結注記表

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社 3社

ネットワークサービス株式会社

VINH KHANH CONSULTANCY CORPORATION

MINISTOP VIETNAM COMPANY LIMITED

連結範囲の変更

当連結会計年度において、当社の連結子会社であった韓国ミニストップ株式会社（韓国）の全株式を譲渡したため、第1四半期連結会計期間の期首より連結範囲から除外しております。

また、当社の連結子会社であった青島ミニストップ有限公司（中国）の清算終了に伴い、第2四半期連結会計期間より連結範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社

該当はありません。

(2) 持分法適用の範囲の変更

該当はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

VINH KHANH CONSULTANCY CORPORATION 及 び MINISTOP VIETNAM COMPANY LIMITEDの決算日は12月31日であります。

連結計算書類を作成するにあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整をしております。

ネットワークサービス株式会社の事業年度は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

a. 商 品

当社

「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第四に定める売価還元平均原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

在外連結子会社

但し、店内加工ファストフードは最終仕入原価法

主として移動平均法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

b. 貯 蔵 品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

経済的耐用年数に基づく定額法

各資産別の経済的耐用年数として、下記の年数を採用しております。

建物及び構築物

店舗・事務所 20～40年

建物附属設備 5 ～18年

構築物 5 ～20年

機械装置及び運搬具

機械装置 17年

車両運搬具 5 年

器具及び備品

看板工事 5 ～10年

店舗什器他 3 ～ 6 年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（原則5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用

契約期間に基づく均等額償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する金額を計上しております。
- ③ 役員業績報酬引当金
役員に対して支給する業績報酬の支払に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する金額を計上しております。
- ④ 店舗閉鎖損失引当金
店舗閉店に伴い発生する損失に備え、店舗閉店により合理的に見込まれる中途解約違約金等の閉店関連損失見込額を計上しております。
- ⑤ 事業撤退損失引当金
海外事業の撤退に伴い、今後発生が見込まれる損失を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生した連結会計年度に一括処理しております。数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

① 加盟店からの収益

当社グループはコンビニエンスストアのフランチャイズ加盟店に対して、運営ノウハウや商標等のライセンスの供与、会計事務代行等の役務提供、販売用什器、看板及び情報システム等の貸与といった契約上の義務を負っておりますが、これらの活動は相互に密接に関連しており、分離して別個のサービスとして履行することができないことから、リース取引を除き、原則として単一の履行義務であるとしております。この履行義務は時の経過及びサービスの提供に従って充足されると考えられますが、取引価格が店舗の営業総利益ベースの変動ロイヤルティであるため、契約期間にわたり、当該営業総利益が発生するにつれて収益を認識しております。また、パートナーシップ契約店についても、取引価格が店舗の事業利益ベースの変動本部シェア、および営業総利益ベースの変動設備料収入であるため、契約期間にわたり、当該事業利益、営業総利益が発生するにつれて収益を認識しております。

加盟店に対して支払った各種奨励金や補填金は、取引価格から減額しております。また、リース取引から生じる収益は「リース取引に関する会計基準」に基づいて認識し、加盟店からの収益に含めております。

② 物品の販売

当社グループは直営店舗の来店客に対して、食品や日用品等の商品の販売を行っており、顧客に対して商品を引き渡す履行義務を負っております。これらの商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で顧客が商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、消化仕入など当社の役割が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における非支配株主持分と為替換算調整勘定に含めております。

「会計方針の変更に関する注記」

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、主として、従来は顧客に支払われる対価の一部を販売支払手数料として販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、収益認識会計基準等の適用により、営業総収入から控除して表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業総収入は37億90百万円減少し、販売費及び一般管理費は38億7百万円減少しておりますが、営業損失、経常損失、税金等調整前当期純利益、1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は94百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

「会計上の見積りに関する注記」

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額
有形固定資産	10,135
無形固定資産	3,595
合計	13,730

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

減損損失を認識するにあたり、店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、グループピングを行っております。また、店舗基幹システム等の本部資産は、共用資産としてより大きな単位で減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。資産グループごとに、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている場合や閉店の意思決定を行った店舗等、減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループの残存使用年数に係る割引前将来キャッシュ・フローの合計額が帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで切り下げ、減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当連結会計年度において、当社の共用資産について減損の兆候を識別し、共用資産を含むより大きな単位について減損損失を認識するかどうかの判定を行っておりますが、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの合計額が帳簿価額を上回っていることから、減損損失は計上しておりません。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損損失の認識及び使用価値の算定等に用いる将来キャッシュ・フローは、取締役会により承認された中期計画の前提となった数値を基礎とし、現在の使用状況及び合理的な使用計画、追加投資計画等を考慮することとしております。当該数値は、経営者の判断を伴う主要な仮定として、将来の店舗日販等の売上収益の成長予測、売上原価、人件費や家賃等の販売管理費の変動予測等を織り込んでおります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定は、事業戦略の変更や経済的な外部環境の変化等の影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローの見積りの見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

「連結貸借対照表に関する注記」

1. 有形固定資産の減価償却累計額 40,613百万円
2. 契約負債
流動負債「その他」のうち、契約負債の残高は26百万円であります。また、固定負債「その他」のうち、契約負債の残高は50百万円であります。

「連結損益計算書に関する注記」

1. 販売費及び一般管理費の主な内訳

広告宣伝費	1,110百万円
従業員給料及び賞与	8,577百万円
賞与引当金繰入額	190百万円
地代家賃	17,318百万円
減価償却費	3,486百万円

2. 減損損失

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

(単位：百万円)

用 途	種類	場所	店舗数	金額
店 舗	建物等	日 本	374	1,116
店 舗	建物等	ベトナム	15	8
合計			389	1,124

(2) 減損損失の認識に至った経緯

店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

(単位：百万円)

種類	金額
建物及び構築物	556
機械装置及び運搬具	89
器具及び備品	277
その他	199
合計	1,124

(4) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基礎としてグルーピングしております。
本社については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

(5) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額は、取引事例等を勘案した合理的な見積りにより評価しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを5.0～6.7%で割り引いて算定しております。

「連結株主資本等変動計算書に関する注記」

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
発行済株式	普通株式 (千株)	29,372	—	—	29,372
自己株式	普通株式 (千株)	363	0	0	363

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当金 (円)	基準日	効力発生日
2022年4月8日 取締役会	普通株式	290	10.00	2022年2月28日	2022年4月27日
2022年10月5日 取締役会	普通株式	290	10.00	2022年8月31日	2022年11月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当金のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当金 (円)	基準日	効力発生日
2023年4月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	290	10.00	2023年2月28日	2023年4月28日

3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 2,500株

「金融商品に関する注記」

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については資金運用に関する内規に基づいて安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

加盟店貸勘定、未収入金及び差入保証金は、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとと期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、主として業務上の関係を有する会社の株式であり、市場価格のある株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

買掛金、加盟店借勘定、未払金、並びに預り金は1年以内の支払期日であり、当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金に係る資金調達です。

リース債務は、リース資産の取得に係るものです。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引管理規程に基づき、事業活動上生じる金融の市場リスクを回避する目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 (※2)			
その他有価証券	77	77	—
(2) 差入保証金 (※3)	12,977	12,864	△113
資産計	13,055	12,942	△113
(1) 長期借入金 (※4)	169	164	△5
(2) リース債務 (※5)	957	947	△10
(3) 長期預り保証金 (※6)	3,990	3,942	△48
負債計	5,118	5,053	△64
デリバティブ取引 (※7)	(1)	(1)	—

(※1) 「現金及び預金」「関係会社預け金」については、現金及び現金同等物であること、「加盟店貸勘定」「未収入金」「買掛金」「加盟店借勘定」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格がない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1
合計	1

(※3) 差入保証金に個別に計上している貸倒引当金は、連結貸借対照表計上額より控除しておりません。また、差入保証金には1年内返済予定の差入保証金を含めております。

(※4) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

- (※5) リース債務には1年内期限到来分を含めて記載しております。
 (※6) 長期預り保証金には1年内返済予定の預り金を含めております。
 (※7) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	77	—	—	77
資産計	77	—	—	77
デリバティブ取引	—	△1	—	△1

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	12,864	—	12,864
資産計	—	12,864	—	12,864
長期借入金	—	164	—	164
リース債務	—	947	—	947
長期預り保証金	—	3,942	—	3,942
負債計	—	5,053	—	5,053

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引
為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された為替レート等に基づき算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金
差入保証金の時価は、一定の債権分類ごとに、合理的に見積もった償還予定時期に基づき、リスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。
差入保証金には1年内返済予定の差入保証金を含めております。

長期借入金及びリース債務
長期借入金及びリース債務の時価は、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味して割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。
長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。
リース債務には1年内期限到来分を含めて記載しております。

長期預り保証金
長期預り保証金の時価は、一定の債務分類ごとに、合理的に見積もった償還予定時期に基づき、リスクフリー・レートに信用リスクを加味して割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。
長期預り保証金には1年内返済予定の預り金を含めております。

「収益認識に関する注記」

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	国内事業	海外事業	計
営業総収入			
加盟店からの収益（注）1	29,473	532	30,005
物品の販売（注）2	26,968	6,357	33,325
その他（注）3	2,494	192	2,686
顧客との契約から生じる収益	58,935	7,083	66,018
その他の収益（注）4	15,267	—	15,267
外部顧客に対する営業総収入	74,203	7,083	81,286

- (注) 1. 加盟店からのロイヤルティ等の収入のほか、加盟店に対する商品の売上高が含まれます。
2. 直営店における顧客に対するものです。
3. エリアフランチャイザーから受取ったロイヤルティ収入、デジタルサイネージ広告費、太陽光売電収入等が含まれます。
4. 商品ベンダー等の取引先から受け取った運搬料や各種手数料が含まれます。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

加盟店からの収益及び物品の販売について、収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	94
長期前受収益	
契約負債（期末残高）	76
長期前受収益	

契約負債は、主に、開店時において加盟店に付与するライセンスに関する前受金に関するものであります。当該ライセンス料は契約時に一括で收受し、契約期間の経過にしたがって収益を認識しております。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていたものは、30百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	26
1年超5年以内	42
5年超	8
合計	76

「1株当たり情報に関する注記」

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,399.78円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 442.43円 |

計算書類

貸借対照表 (2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
[資 産 の 部]	
流 動 資 産	51,268
現 金 及 び 預 金	5,380
加 盟 店 貸 勘 定	7,823
商 品	968
貯 蔵 品	3
前 払 費 用	1,739
未 収 入 金	9,101
関 係 会 社 預 け 金	24,000
1 年 内 回 収 予 定 の 差 入 保 証 金	976
そ の 他	1,344
貸 倒 引 当 金	△68
固 定 資 産	26,097
(有 形 固 定 資 産)	(9,949)
建 物	4,566
構 築 物	1,391
機 械 及 び 装 置	1,338
器 具 及 び 備 品	1,821
土 地	428
リ ー ス 資 産	361
建 設 仮 勘 定	41
(無 形 固 定 資 産)	(3,569)
ソ フ ト ウ エ ア	3,430
そ の 他	138
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(12,579)
投 資 有 価 証 券	78
関 係 会 社 株 式	2
長 期 貸 付 金	1
長 期 前 払 費 用	502
差 入 保 証 金	11,795
そ の 他	345
貸 倒 引 当 金	△146
資 産 合 計	77,366

科 目	金 額
[負 債 の 部]	
流 動 負 債	30,256
買 掛 金	12,516
加 盟 店 借 勘 定	174
未 払 金	3,805
未 払 法 人 税 等	629
未 払 消 費 税 等	223
未 払 費 用	377
預 り 金	10,748
前 受 収 金	77
賞 与 引 当 金	172
役 員 業 績 報 酬 引 当 金	31
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	488
事 業 撤 退 損 失 引 当 金	34
そ の 他	976
固 定 負 債	6,429
リ ー ス 債 務	185
長 期 預 り 保 証 金	3,883
繰 延 税 金 負 債	166
長 期 前 受 収 益	126
退 職 給 付 引 当 金	31
資 産 除 去 債 務	1,833
そ の 他	202
負 債 合 計	36,686
[純 資 産 の 部]	
株 主 資 本	40,652
資 本 金	7,491
資 本 剰 余 金	7,645
資 本 準 備 金	7,645
利 益 剰 余 金	26,157
利 益 準 備 金	1,872
そ の 他 利 益 剰 余 金	24,284
別 途 積 立 金	10,000
繰 越 利 益 剰 余 金	14,284
自 己 株 式	△642
評 価 ・ 換 算 差 額 等	24
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	24
新 株 予 約 権	3
純 資 産 合 計	40,680
負 債 純 資 産 合 計	77,366

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損益計算書 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営 業 収 入			
加 盟 店 か ら の 収 入	25,814		
(加盟店からの収入の対象となる加盟店売上高は260,028百万円であります。 直営店売上高との合計額は286,996百万円であります。)			
そ の 他 の 営 業 収 入	6,223		32,038
売 上 高			30,627
営 業 総 収 入			62,665
売 上 原 価			23,792
売 上 総 利 益			6,834
営 業 総 利 益			38,872
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			39,915
営 業 外 損 失			△1,042
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金	512		
為 替 差 益	33		
そ の 他	439		985
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	15		
そ の 他	3		19
経 常 損 失			△76
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	52		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	19,709		
そ の 他	13		19,775
特 別 損 失			
減 損 損 失	1,116		
店 舗 閉 鎖 損 失	435		
事 業 撤 退 損 失	34		
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	488		
そ の 他	67		2,142
税 引 前 当 期 純 利 益			17,556
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,877		
法 人 税 等 調 整 額	3,833		7,711
当 期 純 利 益			9,845

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
					別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金	その他利益 剰余金合計	
2022年3月1日残高	7,491	7,645	7,645	1,872	10,000	5,114	15,114	16,987
会計方針の変更による累積的 影響額						△94	△94	△94
会計方針の変更を反映した 当期首残高	7,491	7,645	7,645	1,872	10,000	5,019	15,019	16,892
当事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△580	△580	△580
当期純利益						9,845	9,845	9,845
自己株式の取得								
自己株式の処分						△0	△0	△0
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額（純額）								
当事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	9,265	9,265	9,265
2023年2月28日残高	7,491	7,645	7,645	1,872	10,000	14,284	24,284	26,157

	株主資本		評価・換算差額等		新株 予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2022年3月1日残高	△642	31,482	19	19	3	31,505
会計方針の変更による累積的 影響額		△94				△94
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△642	31,387	19	19	3	31,410
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△580				△580
当期純利益		9,845				9,845
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額（純額）			4	4	－	4
当事業年度中の変動額合計	△0	9,265	4	4	－	9,269
2023年2月28日残高	△642	40,652	24	24	3	40,680

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

個別注記表

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品 「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第四に定める売価還元平均原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
但し、店内加工ファストフードは最終仕入原価法

(2) 貯蔵品 最終仕入原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

経済的耐用年数に基づく定額法

各資産別の経済的耐用年数として、下記の年数を採用しております。

建 物

店舗・事務所 20年

建物附属設備 8 ～ 18年

構築物 10 ～ 20年

機械及び装置 17年

器具及び備品

看板工事 5 ～ 10年

店舗什器他 4 ～ 6 年

(2) 無形固定資産

定額法

但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（原則5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

契約期間に基づく均等額償却によっております。

5. 重要な引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を計上しております。

(3) 役員業績報酬引当金

役員に対して支給する業績報酬の支払に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を計上しております。

(4) 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉店に伴い発生する損失に備え、店舗閉店により合理的に見込まれる中途解約違約金等の閉店関連損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生した事業年度に一括処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 事業撤退損失引当金

海外事業の撤退に伴い、今後発生が見込まれる損失を計上しております。

6. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

① 加盟店からの収益

当社はコンビニエンスストアのフランチャイズ加盟店に対して、運営ノウハウや商標等のライセンスの供与、会計事務代行等の役務提供、販売用什器、看板及び情報システム等の貸与といった契約上の義務を負っておりますが、これらの活動は相互に密接に関連しており、分離して別個のサービスとして履行することができないことから、リース取引を除き、原則として単一の履行義務であるとしております。この履行義務は時の経過及びサービスの提供に従って充足されると考えられますが、取引価格が店舗の営業総利益ベースの変動ロイヤルティであるため、契約期間にわたり、当該営業総利益が発生するにつれて収益を認識しております。また、パートナーシップ契約店についても、取引価格が店舗の事業利益ベースの変動本部シェア、および営業総利益ベースの変動設備料収入であるため、契約期間にわたり、当該事業利益、営業総利益が発生するにつれて収益を認識しております。

加盟店に対して支払った各種奨励金や補填金は、取引価格から減額しております。また、リース取引から生じる収益は「リース取引に関する会計基準」に基づいて認識し、加盟店からの収益に含めております。

② 物品の販売

当社は直営店舗の来店客に対して、食品や日用品等の商品の販売を行っており、顧客に対して商品を引き渡す履行義務を負っております。これらの商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で顧客が商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、消化仕入など当社の役割が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

「会計方針の変更に関する注記」

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、主として、従来は顧客に支払われる対価の一部を販売支払手数料として販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、収益認識会計基準等の適用により、営業総収入から控除して表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の営業総収入は37億90百万円減少し、販売費及び一般管理費は38億7百万円減少しておりますが、営業損失、経常損失、税引前当期純利益、1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は94百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

「会計上の見積りに関する注記」

固定資産の減損

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
有形固定資産	9,949
無形固定資産	3,569
合計	13,518

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

減損損失を認識するにあたり、店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、グループピングを行っております。また、店舗基幹システム等の本部資産は、共用資産としてより大きな単位で減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。資産グループごとに、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている場合や閉店の意思決定を行った店舗等、減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループの残存使用年数に係る割引前将来キャッシュ・フローの合計額が帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで切り下げ、減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当事業年度において、共用資産について減損の兆候を識別し、共用資産を含むより大きな単位について減損損失を認識するかどうかの判定を行っておりますが、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの合計額が帳簿価額を上回っていることから、減損損失は計上しておりません。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損損失の認識及び使用価値の算定等に用いる将来キャッシュ・フローは、取締役会により承認された中期計画の前提となった数値を基礎とし、現在の使用状況及び合理的な使用計画、追加投資計画等を考慮することとしております。当該数値は、経営者の判断を伴う主要な仮定として、将来の店舗日販等の売上収益の成長予測、売上原価、人件費や家賃等の販売管理費の変動予測等を織り込んでおります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定は、事業戦略の変更や経済的な外部環境の変化等の影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローの見積りの見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

「貸借対照表に関する注記」

1. 有形固定資産の減価償却累計額	39,466百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	24,539百万円
3. 関係会社に対する短期金銭債務	102百万円

「損益計算書に関する注記」

1. 販売費及び一般管理費の主な内訳	
広告宣伝費	1,107百万円
従業員給料及び賞与	8,020百万円
賞与引当金繰入額	172百万円
地代家賃	16,756百万円
減価償却費	3,383百万円
2. 関係会社との取引高	
(1) 営業取引	
営業総収入	1,945百万円
販売費及び一般管理費	557百万円
(2) 営業取引以外の取引	
受取利息	27百万円
受取配当金	100百万円

3. 減損損失

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

(単位：百万円)

用 途	種 類	場 所	店舗数	金 額
店 舗	建物等	日 本	374	1,116

(2) 減損損失の認識に至った経緯

店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

(単位：百万円)

種 類	金 額
建物	441
構築物	106
機械及び装置	89
器具及び備品	276
土地	0
リース資産	199
合 計	1,116

(4) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基礎としてグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額は、取引事例等を勘案した合理的な見積りにより評価しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

「株主資本等変動計算書に関する注記」

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式（千株）	363	0	0	363

「税効果会計に関する注記」

繰延税金資産及び負債の主な発生原因別の内訳

（繰延税金資産）

繰 越 外 国 税 額 控 除	2,404百万円
有 形 固 定 資 産	2,343百万円
税 務 上 の 繰 越 欠 損 金	1,340百万円
関 係 会 社 株 式	843百万円
資 産 除 去 債 務	557百万円
そ の 他	1,028百万円
小 計	8,518百万円
税務上の繰越欠損金に係る 評 価 性 引 当 額	1,340百万円
将来減算一時差異等の合計に 係 る 評 価 性 引 当 額	7,177百万円
評 価 性 引 当 額	8,518百万円
計	—百万円
（繰延税金負債）	
その他有価証券評価差額金	10百万円
差 入 保 証 金	86百万円
そ の 他	69百万円
計	166百万円
繰 延 税 金 負 債 の 純 額	166百万円

「退職給付に関する注記」

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、親会社であるイオン株式会社及び同社の主要国内子会社等で設立している確定給付型の企業年金基金制度並びに確定拠出年金制度及び退職金前払制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	△2,266百万円
年金資産	2,169百万円
未積立退職給付債務	△97百万円
未認識数理計算上の差異	65百万円
退職給付引当金	△31百万円

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	100百万円
利息費用	20百万円
期待運用収益	△113百万円
数理計算上の差異の費用処理額	38百万円
その他（注）	114百万円
退職給付費用	161百万円

（注）確定拠出年金の掛金支払額及び退職金前払制度による従業員に対する前払退職金支給額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
割引率	0.8%
期待運用収益率	5.04%
数理計算上の差異の処理年数	発生翌年度より10年
過去勤務費用の額の処理年数	発生年度で一括処理

「関連当事者との取引に関する注記」

1. 親会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有・被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	イオン(株)	千葉県千葉市美浜区	220,007	純粋持株会社	(被所有) 直接 48.8% 間接 5.3% 計 54.1%	なし	資金の寄託運用	資金の寄託運用	27,027	関係会社預け金	24,000
								受取利息	17	未収入金	7

- (注) 1. 資金の寄託運用の金利は、市場金利を勘案し決定しております。
2. 資金の寄託運用の取引金額は、期中の平均残高を記載しております。

2. 兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有・被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	イオンクレジットサービス(株)	東京都千代田区	500	金融サービス業	なし	なし	クレジット利用代金等の回収代行	クレジット及び電子マネー利用手数料	434	未収入金	3,238
										預り金	1,250
										未払金	104
同一の親会社を持つ会社	ACSリース(株)	東京都千代田区	250	リース業	なし	なし	POS機器の賃借	リース資産の取得	1	1年内リース債務	772
								支払利息	12	リース債務	185
同一の親会社を持つ会社	イオントップバリュ(株)	千葉県千葉市美浜区	745	小売業	なし	なし	商品の仕入	商品の仕入	4,209	買掛金	806

- (注) 1. イオンクレジットサービスの取引金額については、店舗でのクレジットカードの利用、電子マネーの利用及びチャージによる手数料を記載しております。
2. クレジット及び電子マネー利用手数料、POS機器の賃借、商品の仕入は、双方協議のうえ合理的に決定しております。

「収益認識に関する注記」

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

「1株当たり情報に関する注記」

1. 1株当たり純資産額 1,402.21円
2. 1株当たり当期純利益 339.39円

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年4月10日

ミニストップ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 哲也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 卓也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ミニストップ株式会社の2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミニストップ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年4月10日

ミニストップ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石井 哲也

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 井上 卓也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミニストップ株式会社の2022年3月1日から2023年2月28日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成しました監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備及び運用されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(令和3年11月16日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等の取引について、当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないよう留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月12日

ミニストップ株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	浅 倉 智 ㊞
社外監査役	東 海 秀 樹 ㊞
社外監査役	梶 田 茂 ㊞
監 査 役	渡 邊 奈 緒 美 ㊞

以 上

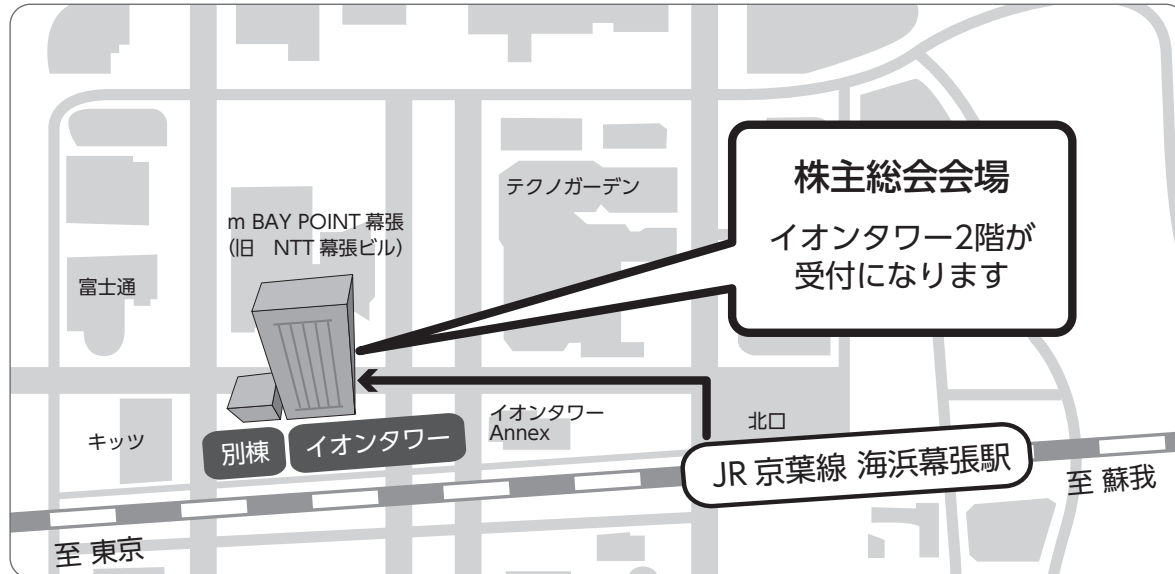
株主総会会場 ご案内図

会場

千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

イオンタワー別棟3階 多目的ホール

TEL 043 (212) 6471 (ミニストップ株式会社 総務・法務部)



交通のご案内

最寄駅 | JR京葉線海浜幕張駅下車 北口より徒歩7分

JR総武線幕張本郷駅より京成バス海浜幕張駅行きNTT下車

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会にご出席の株主さまへのお土産の配布およびドリンクの提供はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。